

平成29年第4回 飯塚市議会会議録第3号

平成29年9月14日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 9月14日（木曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより本会議を開きます。9月12日に引き続き一般質問を行います。7番 川上直喜議員に発言を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、通告に従い一般質問を行います。

第1は、市長、副市長、企業管理者、教育長の政治倫理についてです。1点目に、政治倫理条例と政治倫理基準について伺います。無駄遣いをなくし、住民福祉の増進を図るためには、清潔で透明な市政運営が不可欠であります。2014年12月、それまで認めてこなかった1者入札を容認する制度変更を市議会総務委員会に報告した後、特に小中一貫校建設を初め、教育委員会にかかわる工事での落札率100%の横行、また、嘉飯山砂利建設による市有地の不法占拠事件、また、前市長が昨年の決算特別委員会で最高責任者として市民に謝罪し、退職すると宣言した赤坂地区調整池予定地の産廃露出事件、さらに元上下水道事業管理者で元市議会議員の人物が場所を提供するなど、深くかかわった前市長、前副市長らのかけまわし、また、この事件が発端となった市長選の後、片峰誠市長に任命された前上下水道事業管理者の梶原善充副市長が、4月、年休をとった部長職職員を引き連れ、業者、市職員、元市職員、市議との奈良、京都の1泊旅行、さらに来年1月からの浄水施設の運転管理を委託する業者の選定において、岡山市がことし2回目として12月19日まで指名停止処分としている第一環境株式会社を含む共同体の当選等、市政をめぐる不透明感が再び広がっています。本市の政治倫理条例は2年前、2015年12月定例会で資産公開に関する規定が廃止されました。そこで、市民の信頼を回復し、清潔な市政運営を実現する上で、この政治倫理条例が果たす重要な役割についての認識を市長に伺います。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

飯塚市の政治倫理条例第1条には、その目的が示されておりますけれども、「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、企業管理者、教育長及び市議会議員が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による市への影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがないように必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信任にこたえ、併せて市民も市政に対する正しい認識

と自覚の下に清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」とうたわれておるところでございます。市民全体の奉仕者である市長等は、自己の地位を利用した不正な行為や、自己の利益を図ることをしてはいけないということを明らかにして、清潔さと透明性を確保した上で市民の信託に応えていくことが住民福祉の増進につながるものであるということで、この部分についてはそのような認識をいたしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

行政の透明性を確保しなければ、市民の皆さんの負託に応えることはできませんし、信頼を得ることもできないと私も考えております。また、市民の皆様と協働のまちづくりを目指している本市におきまして、市民の皆様とともに飯塚市の未来づくりを進める上においても、開かれた市政運営は最も基本となるものであるというように考えてもおります。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長が市政運営の精神とするとした背私向公に関する日本共産党の6月定例会における代表質問に対し、市長は、私利私欲を捨て、市民のために市政に全力を尽くす、そのような強い思い、そして、私自身の姿勢をお示しするものと述べられました。私は、それは実際において試されると指摘しました。そこで、実際において試される大切な一つが政治倫理基準の第1項であります。つまり、「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」、この規定に照らして、片峯市長が教育長であった時期からの行為について、どのように受けとめているのか、答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、これは今までも教育職として、また、教育長としてそのように受けとめるべきものであると考えておりましたが、現在、市長になりまして、なおさらそのような自制をもって職務に、また生活に当たるべきだということに、自分自身を戒めているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

政治倫理条例は、第5条で市民の審査請求権を規定しており、「市民は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる市長等又は議員があるときは、これを証する資料を添えて市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に審査を請求することができる。」ことになっています。この審査請求があったときは、第6条により、市長は必ず政治倫理審査会を設置し、第8条により、「審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査対象者、審査の請求をした者、識見を有する者、審査対象者と一定の密接な関係にある者、その他事案の解明のため必要な者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができ」、第9条により、「審査対象者は、審査会から会議への出席又は調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならない。」、さらに2として、「市長は、審査対象者が審査会の調査に協力しないとき、又は審査会に対し虚偽の報告をしたときは、その旨を市報で公表するものとする。」とされ、第10条により、「審査対象者は、審査会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。」ことになっています。

これに間違いがないか、確認を求めます。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今言われた件につきましては、飯塚市政治倫理条例に記載されている事項ということで間違いはございません。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

そこで2点目は、前市長、前副市長らとのかけまーじゃん事件についてであります。3月定例会で市長は、前市長、前副市長らとかけまーじゃんを二度か三度かした事実をマスコミに認めたことを明らかにし、私の質問に対し、たしか日曜日の午後からだったと答えました。6月定例会で私は、多忙なはずのその当時の市長、副市長、そして教育長までがそろって第四の人物と、日曜日の午後から市民の目の届かない元上下水道事業管理者で元市議会議員の人物が接待する元雀荘で、二度も三度も刑法違反のかけまーじゃんをなぜしなければならなかったのか。それによって市政がゆがめられなかったのか。このことが鋭く問われている。市民の信頼回復への第一歩として、その事情、1回目、2回目、あれば3回目、それぞれについて、ここで明らかにしてください。市長の本当にまっすぐな誠実な答弁を求めますと質問しましたが、市長は、「その中にいわゆる市に関係する業者の方が一緒であったりというようなことは決してありませんでしたし、市政をゆがめるというようなつもりも、それからそのような行為でもなかったというように認識をしておる次第でございます。」、「認識をしておる次第でございます。」と答弁しました。このように、事実を語らない答弁は不透明感を増すばかりであります。そこで、事実を明らかにしてもらうために、かみ砕いた質問を行います。前市長、前副市長とのかけまーじゃんの1回目は、市長自身が呼びかけたものか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

私も学生時代には、まーじゃんというものを何度か行ったことがありましたので、ともに食事をしているときにそのような話になり、じゃあ今度一緒にというようなお誘いをいただき、私もそうしようということで、お返事をしましたが、参加することを決めたのは私自身だというように思っております。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

誰に誘われたのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

食事していたときですから、前市長そして前副市長、どちらともなく、じゃあ今度というような話になったというように記憶をしています。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

学生時代以外には、かけまーじゃんをしたことがないというふうに言われているわけですが、その教育長、現市長に対して、かけまーじゃんを常習的に行っていたと自分で認めて

いる、もう明らかになっている前市長、前副市長が、なぜかけマージャンをあまりしない当時の片峯教育長を誘ったと思いますか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

まず、学生時代以外にも、就職した後、5、6年は部活の仲間とマージャンをしていたというのが私の事実でございます。何で誘われたかというのは、ともに娯楽の一つだというように思っていたので、誘っていただいたものというように思っております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

かけマージャンをしたことのない、あまりしたことのない教育長を、なぜ常習的にやっている者が誘うのかということを聞いているわけです。自分で運転して行ったのですか。それとも迎えがありましたか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

自分の車で、自分で運転をして行きました。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

昨年12月に陳情が出ました。副市長の平日マージャンについて、議会は調査をしてくださいという。この方が提供したDVDには、副市長が尾行され、家を出るときから元雀荘に行くときまで尾行されてる姿があるわけです。前市長、前副市長、そしてあなたのほかの第四の人物は、市とかかわりのある業者ではない、政治家でもないと言われますけれども、その方は初対面の方でしたか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

いえ、もう一人の方につきましては、場所を提供して下さっていた方でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ということは、元上下水道事業管理者で、元市議会議員の濱本氏ということになるのですね。間違いないですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

この場で固有名詞を出されて、間違いないですかと言われましても、これはあくまでも第三者、個人のプライバシーにかかわることですので、そのことについてのお答えは控えさせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今、その方とはどういう交友がありますか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

いえ、今は全くと言っていいほどございません。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

交友があるという答弁ですね。ですから、どういう交友かと聞いているんです。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

いえ、恐らくこういうことが議会等で質疑の対象になっているので、ご遠慮なさってるんだと思います。交友はございません。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

政治倫理条例の対象である当時の市長、副市長、教育長がそろって、あなたが今、名前を出さない第四の人物と刑法違反のかけマージャンをしたわけですけども、1 回目行った後で、大変なことしたなというふうには思われませんでしたか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

当時は娯楽の一つというように考えておりましたので、今振り返りましたら、大変それは私自身甘い認識であったと反省をしておりますが、当時、1 回目から 2 回目、2 回目から 3 回目というようなときにはそのような認識には至っておりませんでした。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

2 回目は誰が呼びかけたんですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

1 回目と同様な形であったというように記憶しています。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

ということは、かけマージャンを常習的に行っている前市長、前副市長から誘われたということですね。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

3 人が一緒に、日曜日といっても空いている、行事がないというようなことはなかなかありませんので、一月に 1 回は昼食をともにしておりましたので、そのときに何々月の日曜日はこうやって空いとかねというような話の延長からでありましたが、誘われたというように言うていただいておりますが、最終的にその場に行くと、そして、するというように決めたのは私

自身でございます。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

かけマージャンをしない片峯、当時教育長を、かけマージャンを常習的にやってる者が誘っていったわけですね。なぜ行ったんですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

私、当時は、前市長も前副市長も常習でなさっていたとは思っておりませんでした。そのことが一つと、なぜというお尋ねですが、日ごろから親しい関係でしたし、そういう方と一緒にマージャンをするのも楽しいだろうと思って、参加をしました。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

2 回目も第四の人物は元上下水道事業管理者、元市議会議員ですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

同じメンバーでございます。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

それ以外の方がいなかったんですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

いえ、いらっしゃいませんでした。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

2 度か3 度かと言われましたけれども、3 回目はあったんですか、なかったんですか。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

今からさかのぼって、多分、1 年以上は全くないんですよ。2 年以上もないんじゃないかと思うんですが、それよりも前の時期までさかのぼると、3 回したんじゃないかと思うので、2 回から3 回というように前回のお尋ねでお答えした次第でございます。

○議長（藤浦誠一）

7 番 川上直喜議員。

○7 番（川上直喜）

きょうは時間ありませんけれども、その3 回目が、私は極めて重要だというふうに思っています。

3 点目は、副市長の業者との旅行の事前承知と調査結果についてです。市長は3 月定例会最終日、この日は市議会が前市長並びに前副市長のかけマージャン事件の100 条調査に関する

請願を多数で否決した日として記憶されるべきですが、この日、議案第38号 副市長の選任について議会の同意を求める議案に対する質問に、「コンプライアンス、そして倫理観をみずから襟を正して、大切にしながら、市民の皆さんへの透明性、そして公平性を保ちつつ、市政運営に当たりたいと思っておりますし、もちろん私がともに仕事をいたします副市長につきましても、同様な思いで業務に精励してくれるものと確信をしております」と答え、さらに、「今後万が一にでも梶原管理者のコンプライアンス違反などが明らかになった場合」はとの重ねての質問に、「もちろん、私に任命責任があるということを覚悟しての皆さん方への同意のお願いでございますので、そのようなことがあった場合については、みずからの進退も踏まえて、対応してまいる所存でございます。」と答弁されました。間違いありませんか。答弁求めます。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

副市長のみならず、特に特別職の方々につきましては、私が直接的な任命責任者でございますので、コンプライアンス違反が明確になった場合には、私が責任を負わなければならないと、そのように考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

先ほど私が紹介したような答弁をしたかとお尋ねしたんです。しかも副市長の同意議案についてです。副市長に限らずだとか、そういうレトリックと言うんですよ。薄めていくわけ。副市長の1泊旅行の調査結果が、職員の私的な旅行事案に関する件についてというテーマで、7月の総務委員会に対し報告がありました。副市長は補正予算特別委員会に続いて、重ねて、1人、指名願を出しているというような業者がおりました。軽率な行動であったということで、深く反省しておりますと答弁しました。ところが、副市長の答弁によると、2、3日前には事前に報告を受けていた市長が、不適切な人と一緒ではないかということについて聞かなかった責任を私に問われて、「社会通念上、私的な旅行に行かれるときに、誰とどう行かれますか、もしくは日程はどうですかと通常聞かないというように私は認識しております。」と言い放ちましたね。重ねて言いますが、「議案第38号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」の審査の過程で、「副市長のコンプライアンス違反等が明らかになった場合はもちろん」と言っていて、「みずからの進退を踏まえて対応してまいる所存でございます。」と、ここまで述べた同じ人物が、副市長自身が軽率だったと反省する答弁をしたのに、社会通念上という言葉をもってあそんで、市長の任命責任、監督責任をかわそうとするのであれば、市民の信用はいっそう深く失われます。市長が今でも答弁のとおり、聞くべきではなかったと考えているのですか。見解を求めます。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

以前の特別委員会でお尋ねになったときには、その時点でというようにお尋ねになったと認識をしておりますので、4月のその時点では、前回お答えしたとおりでございます。今、そのことについてどうかと問われましたら、今回、旅行をともにされた方に市民の皆さんに疑義を生じる可能性がある方が含まれておりましたので、そのことを考えると、その時点で詳しくお尋ねをすればよかったと、私自身を振り返っておる次第でございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

副市長という職務においては、実質的に独立して市長よりも大きな権限を持つことがあるものです。今の市長の答弁を聞きましても、4月14日の2、3日前ということになりますけれども、その段階で果たして、片峯市長は副市長の任命責任、監督責任を果たす決意が本当にあったのか指摘しなければなりません。

4点目は、より厳しい資産公開制度づくりについてであります。市長は6月2日の議会運営委員会には、副市長、教育長、企業管理者の特別職の資産公開を行うための議案を出しませんでした。その直後、新聞記者に問われて追加議案を提出すると発言しました。いつ心境が変化したのか。また、動機は何か、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

私は就任当初から、私自身、そして私と一緒に仕事をする特別職も資産公開をするというように考えておりました。3月議会におきましても、みずからのそのような姿勢については答弁をさせていただいております。できるだけ早い時期に、特別職についても資産公開制度の適用を図りたい。そのようには考えており、臨時議会の日程等を総合的に考えまして、ご指摘のとおり6月議会に、途中とはなりましたが、開会中にご審議をお願いをしたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、6月2日の議運に提出する議案を整理するためには、1週間、10日、場合によっては2週間前には判断しなければなりません。ですから、10日、2週間ぐらい前には、片峯市長は6月議会には提出できないという判断をしたと思います。だから、この2週間、10日間ぐらいの間に、心境が変化したということはわかるわけです。その動機が何かはわからないわけです。それをお尋ねしてるわけです。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

資産公開条例の改正に当たりましては、議会の皆さんのお考えにも配慮する必要があると、そのようにも考えておりました。それで、6月議会の議案上程の締め切り時期は、議会が新しい体制に移行する、そのような状況でありましたので、そのような状況での提案は礼を失することになるというように考え、新体制移行後に改正議案を提案したもので、結果的にそれが追加議案という形になったものでございます。今でも、当初から上程しておいたほうがよかったのか、それとも、今回とりましたような追加議案というほうがよかったのか、私自身、いまだに悩んでいるところでもございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その動機について、別の角度からお尋ねします。今回、市長が、副市長、教育長、企業管理者を対象に加えた市長の資産公開に関する条例は、昨年3月定例会に議案として提出されたときに、政治倫理条例から資産公開制度が削除され、法で義務づけられた市長の資産公開を行う根拠条例として、とりあえず空白を生まないための説明があったものであります。いわば「とりあえず条例」なんです。市長はそれほどの決意があったにもかかわらず、何らかの理由で決断したのに、本来の政治倫理条例の改正によらず、とりあえず空白を生まないための資産公開条例の改正に頼ったのはなぜかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この資産公開条例に、副市長、教育長、企業管理者の特別職の部分を加えまして、改正したということでございますけど、これにつきましては、先ほど市長申されましたとおり、資産公開について、この3名を追加して入れることで透明性を確保したいという思いでございました。その思いから、この資産公開の条例が既にご覧でしたので、その部分に追加をするということで、この条例の改正となったものでございます。資産公開をするということの部分での、今回の改正でございましたので、この資産公開条例に加えることを提案申し上げたわけでございます。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この質問には答えにくい事情があるのかと思うわけですね。先ほどから2つの点を言っております。この2つの点をあわせて考えるならば、今回の改正は、副市長の1泊旅行の発覚で予想される市民の大きな批判を最小限に食いとめるための方便という側面は、市長の思いの中になかったかどうか、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

いえ、そのようなつもりは全くありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それを市民が信用するかどうか、議会が信用するかどうかということがあるわけ。この際、そうであるならば、市長は政治倫理条例に資産公開制度を復活するとともに、少なくとも、同居妻子を対象に加えるなど、2015年8月の政治倫理審査会の意見書を超えるより厳しいものを制定することが、清潔で透明な市政運営を回復していくために不可欠であると私は思うんですけれども、市長の見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

私も実際に教育長時代とは違う形での、今回、資産報告をしました。資産報告の審査機関の設置の問題、それから、預貯金の公開範囲の問題等々についても私自身、今回公開した上で考えるところもありましたので、それらの点も踏まえながら、政治倫理条例のあり方、そして資産公開制度との関連について、議会の皆様のご意見も伺いながら、ともにしっかり透明性を確保していくことについて、ともに検討を進めていきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

非常に残念な答弁です。私が提案した方向で市長と議会が動けば、大きな市民の後押しを受ける、共同ができるというふうに思うんです。

第2は、九州北部豪雨と白旗山メガソーラー乱開発についてであります。1点目に、九州北部豪雨についてお尋ねします。まず、各地で被害が出ている豪雨の状況をどう見ているのか、また、本市において水害から住民を守る決意はどうか、伺います。

○議長（藤浦誠一）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

昨今の、ことしでも全国各地で、豪雨の状況につきましては、1時間に100ミリを超えるといった記録的短時間大雨情報が各地で発表されておりまして、1時間に120ミリの猛烈な雨は九州以外でも福島、茨城、岐阜、愛知の各県で降り、被害をもたらしているところでございます。こういった状況はことしだけのことではなく、今後も大雨については最大限に注意を払っていかねばならないというふうに思っております。また、昨今の九州北部豪雨でも大きな被害が出ました。朝倉市等につきましても大きな被害が出ております。そういったことも、自分のところでいつ起こるかということも意識しながら災害対応、対策に当たっていきたいということで考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

気象庁の異常気象リスクマップ、確率降水量の地点別一覧によると、24時間降水量は30年確率で大規模災害が起きた朝倉が218ミリに対し、飯塚283ミリ、50年確率で朝倉226ミリに対して、飯塚306ミリとなっており、飯塚のほうが降水量は大きくなる傾向が出ています。悠悠ホームの白旗山東側のメガソーラー開発計画では、幸袋地区栄町3丁目の住宅地の真ん中を流れる水路につながる調整池は、継続中の住民説明会における会社の説明によれば、30年確率程度で設計されており、平成15年7月19日の最大時間雨量と同レベルの80ミリの雨が降れば、空っぽの状態からでも1時間半で満杯となり、オーバーフローするといえます。市は水路への流し込みを認める考えのようですが、30年確率、50年確率程度の調整池で本当に安全は確保できるのか、市の見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

都市建設部長。

○都市建設部長（鬼丸力雄）

本調整池に関しましては県の技術指針にのっとった形で計画されているということでお聞きいたしておりますので、その技術指針に沿った形で計画をされるものと私どもは考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

何と言っていいかわからない答弁。もちろん現実には、調整池は空っぽであることはないわけです。それまでに水位が既に上がっているわけですから、この程度の豪雨が降れば、さらに短い時間、このところ頻発してる時間雨量120ミリレベルとなれば、11ヘクタール、小学校の運動場が11枚あるくらいの敷地から大量の水が集中して、あっという間にオーバーフローし、住宅地に流れ込み、人命にもかかわる大きな被害になりかねない危険があることを直視しなければなりません。2点目は、都市計画マスタープランとの整合性がないことについてであります。白旗山メガソーラー開発予定地は、本市の都市計画マスタープランで、緑と自然環境保全としての利用を位置づけており、絶滅危惧種第2類のカスミサンショウウオの生息も住民によって確認されています。県知事が一条工務店に林地開発を許可しても、本市の基本方針と整合性が図られていないという事実は、悠悠ホームの開発計画を含めて消えていないと思いますが、見解を求めます。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

議員ご指摘のとおり、当該地区は飯塚市都市計画マスタープランにおいて、森林、樹林地帯といたしまして、緑を保全する土地利用を図るべき地域と位置づけておりまして、その方針については変更はございません。当該林地開発につきましては、森林法の規定に基づく審議の結果、福岡県より許可がなされたものでございますけども、本市といたしましては、現状としてこのメガソーラーの設置に関して、適正に立地が行われるような、具体的な法令の整備、基準の見直しが進んでいないと認識しております。また、周辺の環境や景観への影響につきましても、地域でのトラブル防止のための対応策等が明確な条件とされていないなどのことから、法整備といたしまして、自治体の各種計画あるいはまちづくりの方針、こういったものと適合性を確認する、照合を義務づけするなどの法令的整備が喫緊の課題であると考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

整合性が図られていないという事実は消えないということを確認します。それで、一条工務店に対する県知事の林地開発許可が昨年3月出された後、悠悠ホームの開発を含めて3つの大きな変化があったと思うんですね。共通認識になると思います。第1は、地域住民の請願によって市議会が地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議を採択し、2社の社長に送付したこと。さらに市長が、住民の声に押されて現地を調査し、住民と懇談して、「命がけでと言われたが、それぐらいの覚悟で」と事態打開の決意を表明し、このことによって住民、議会、行政が一体となって、開発中止を求める立場ができつつあること。第2に、九州知事会や全国市長会がメガソーラーによる地域との矛盾解消のために、新たな法整備を求めて動き出していること。第3は、ことし4月1日施行の改正FIT法にかかわって、地元とのトラブル防止を重視する視点も盛り込まれていることであります。白旗山周辺を緑地保全区域とする本市の都市計画マスタープランによるまちづくりの基本方針の立場から、市長は県知事に対し、一条工務店については開発の許可の取り消し、悠悠ホームについては開発届け出を受理しないことを申し入れるべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

この基本方針といたしましては、飯塚市都市計画マスタープランにおきまして、土地の利用計画を効果的、効率的に進めるため、長期的な視点から、白旗山周辺に限らず、本市の森林や樹林地帯については森林の保全を掲げておるところでございますが、このことは、先ほど申し上げましたとおり、法整備が進んでいないということもございますが、このマスタープランにおいて、開発に関する関係法令などの適用によって森林を保全していくものでございまして、この当該マスタープランそのものが開発を規制するといったものではないと認識しております。今回の林地開発につきましても、森林法に基づいて手続が行われ、福岡県から条件を付して許可がなされたものであり、現行の法令に従って考えますと、現状での取り消しの申し出等については困難な状況ではないかというふうに考えております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、開発計画地域周辺の皆様からの中止を求める声、地域住民との合意に基づかない開発の中止を求める市議会の決議等々を踏まえまして、開発業者、地元住民との十分な協議が行われますよう、県が行う監視、指導はもとより、この状況を本市としましても十分に状況を把握して、市として県への報告や意見を示すなど、関係部署と連携をいたしまして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

法律というのは非常に大事です。同時に、法に基づいて県知事が許可したとしても、地元、飯塚市の判断との矛盾は、基本方針との矛盾は消えないわけです。であれば、県知事に理を尽くして、許可を取り消してもらいたいと要望するのが必要なことではないですか。そうするかどうかは県知事が考えるでしょう。申し入れもしないで、モジモジしているような暇はないと思うんですよ。今度台風18号も来てるでしょう。もっと大きいのが来る危険性もあるわけですから。住民の生命、財産を守るためには、やるべきことを全てやり尽すというのが大事だと思うんです。

そこで、3点目は、一条工務店社長への申し入れについてであります。市長が6月定例会で、一条工務店の宮地剛社長に直接会って、お願いなり相談なりをしたいと答弁したのを聞いて、地元住民の皆さんが市長に、開発中止をぜひ申し入れてほしいと要望しました。その後、岩田直樹社長へ交代したとのことですが、直接対話を早急に実現し、開発中止を申し出る時期を迎えていると思うんです。市長はどういう判断をされてますか。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

一条工務店に対しましては、平成29年7月、一条工務店本社に、再度、実際に会って話をしたい旨の文書を発送し、お願いをしました。それに対して一条工務店からは、8月になって私に電話がございました。その内容は、事業を進めていく方針に変わりはなく、会っても新しく話すことはないので面会はお断りするということでした。また、7月に社長が交代し、白旗山での事業の責任者であった部長の後任が決まっていないとのことで、事情をご理解願いたいというふうなことでございました。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしく願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

2014年5月から足かけ4年間の経過を振り返りながら検討すると、一条工務店は現在、事業後継者を大急ぎで探しながら、それができないなら自社による開発を強行し、住宅事業に打撃を受けるか、それとも、この際撤退するか動揺している可能性があります。このときにこそ、市長が開発中止を申し入れるとともに、開発の予定地を本市に寄附するよう求めれば、活路が開かれると確信しています。市長のそういう2点での申し入れ、直接対応でやってもらいたい。この決断を求めます。答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

先ほど市民環境部長が答弁しましたとおり、何度となく面会について、直接会ってお話をすることを求めています。先ほどの答弁のとおり、なかなかそれが実現できてないことを私も極めて残念に思っています。しかしながら、会う、そして、住民の皆さんの直接のいろんな願いを私の口からお届けすること、そして、できましたら開発について、ご遠慮もしくは違う方向で検討できないかというようなご相談をしたいと思っておりますので、今後も継続して、後任の部長さんが決まりました時点でも面接をぜひしていきたいと思っておりますので、

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私が強調したいのは、この開発予定地を本市に寄附するよう求めることが、一条にとってもプラスになるし、もちろん地域住民にとってもプラスになると思う。このことを誰が言うかと。市長が言うしかないんですよ。ここに活路があるということを申し上げてるんです。

4点目は、悠悠ホーム社長への開発中止要請についてです。悠悠ホームは飯塚市議会の開発中止要請決議の送付を受けても、これを無視し、現在、本市の自然環境保全条例の手続を進めています。住民説明会では、質問にまともに答え切れず、2、3カ月後に住民説明会を継続すると約束したにもかかわらず、市には住民説明会完了報告書を提出し、手続を大急ぎで進めようとしています。市は完了報告書の取り下げを指導して当然です。そもそも悠悠ホームの計画も緑地保全方針とは整合性はなく、市長は一条工務店とあわせて、悠悠ホームの社長にも直接面会し、開発中止を求めるべきではありませんか。見解を求めます。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

悠悠ホームからは、ことし6月28日に自然環境保全条例に基づく届出書が提出されていたので、7月11日付で市長名により、悠悠ホーム社長宛てに文書を発送いたしました。内容は、地域住民との合意が得られるよう、地域住民と十分協議を行ってください。地元説明会の開催に当たっては、適切な資料等を提示し、丁寧な説明を行うとともに、住民が不安を抱くような事案については、その解消に努めてくださいというお願いでございます。飯塚市自然環境保全条例に基づく手続に関しましては、現在、住民からの意見書を取りまとめ、悠悠ホームに送付しており、その意見書に対して悠悠ホームから9月22日までに見解書が提出される予定です。その見解書の内容を見て、住民に対して適切に説明、回答がされているのかを確認していく考えてございます。なお、悠悠ホームの事業につきましては、森林法に基づく林地開発許可が必要ですが、その申請書はまだ福岡県に提出されてないというふうに聞いております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

悠悠ホームの住民説明会では、説明を聞くと、メガソーラー108区画のうち6区画は自社が留保し、残る102区画は利殖のチャンスと訴えて、広く分譲するとのこととあります。住民の質問に対して会社は、経済産業省が2014年3月31日付省令で、分割を禁止する2週間前に許可を受けたから法律違反ではないんだと言い張りました。とんでもない開き直りと言わざるを得ません。市は、この国が分割を禁止した理由を調べていると思いますので、ここで紹介してください。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

平成26年3月31日の省令改正により、新たな認定基準として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第8条第1項第13号に、「特段の理由がないのに一の場合において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものではないこと」がつけ加えられております。ただし、経過措置として、改正後のこの規定は省令の施行の日以降に、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の経済産業大臣認定を申請した発電から適用し、同日前に同認定を申請した発電については、なお従前の例によるというふうにされております。改正に至った背景は、出力50キロワット以上の太陽光発電設備では、電気事業法に基づく電気技術者の選任、工事着工前までの保安規定の届け出等の安全規制がかかるなどから、本来であれば、出力50キロワット以上の規模である太陽光発電設備を同一の場所において、出力50キロワット未満の太陽光発電設備に分割して認定をする案件が存在したた

めです。分割案件が禁止された理由としましては、本来適用されるべき安全規制が、実質的に回避されること、本来、発電事業者側で手当てすべき接続に当たっての補器類の整備が、電力会社側に結果的に転嫁され、特定原因者のための電気料金上昇を招くおそれがあること、本来であれば必要のない電柱や電力メーター等が、分割接続のためだけに新たに必要となること、50キロワット以上の太陽光発電に課される土地及び設備の180日以内の確保義務等の履行逃れに悪用されるおそれがあること等を防ぐためとされております。

○議長（藤浦誠一）

7番 川上直樹委員にお願い致します。まもなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

住民にとって考えると、今の答弁の中にあつたとおり、安全の問題がわずか2週間の違いでかいぐられて、おそろかにされる危険性がある。悠悠ホームの住民説明会での開き直りは、住民の安全確保にとって危険なものと言わざるを得ません。こうした中、自然環境保全条例に基づき意見書を提出した緑ヶ丘自治会の皆さんに、片峯市長は、住民の合意のない開発には反対との態度を表明したことが重要であります。

5点目は、国会及び政府に対する要請についてであります。市長が、6月議会の答弁では全国市長会を通じて政府に新たな法整備を求めたとのことでした。白旗山メガソーラー開発ストップの願いが既に、住民、議会、行政の一体のものになりつつあり、この際、党派を超えて、特に九州、福岡の国会議員に協力を訴えて、市長が市議会、住民と共同して上京し、国会と政府に白旗山メガソーラー開発ストップの要請を行うこと。また当面、9月までとされている開発業者の事業計画提出を九州経産局に受理しないよう申し入れることをあわせて提案します。市長のお考えを伺います。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

平成29年6月7日に開催された全国市長会において、土地利用行政のあり方に関する特別提言を行い、太陽光発電施設や資材置き場など、既存の法令対象とならない土地利用について、より小規模な開発についても対象としたり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、防災、安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去、廃棄の観点から、基準を策定して許可するなど、法的規制を行うことを特別提言として決議しました。今後も国に対して、全国市長会を通じて大規模太陽光発電設備の設置における適正な立地等に関して、具体的な法整備を行うよう、要望を繰り返し行ってまいります。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま市民環境部長が申しましたとおりの方法で、繰り返し、粘り強く、新たな法的規制を行っていただけるよう動いていきたいと思っています。この問題は、質問者も御承知のとおり、本市においての問題もありますが、全国、他の地域でも同様な案件、そして危惧されている問題でございますので、全国市長会という、私どもが取るべき正規ルートにおいて、行動を行っていききたいと思っていますところでございます。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。11番 永末雄大議員に発言を許します。11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。まず1点目は、サン・アビリティーズいいつかについてでございます。今回の質問の主旨としましては、本市において、障がいを持たれておる方が、その活動の中心拠点とされていますサン・アビリティーズいいつか、略してサンアビと呼ばせていただきますけれども、このサンアビについて、その利用状況などを質問させていただきます。その中で、本市が今後、障がい者福祉について、どのような気持ちで、具体的にどう取り組んでいくのかという点を明確にしていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1つ目、このサンアビの利用状況についてお聞きします。本市は、このサンアビについて、サン・アビリティーズいいつか条例という独自の条例を策定しておるかと思えます。そこに記載されています設置目的には、心身に障がいを有する者の福祉の向上と、市民福祉の増進を図ることとあります。そこで、まず確認をさせてください。このサンアビという施設は、本市のどのような場所に立地しておるのか。そして、それはどのような施設から構成されておるのか。また、その運営はどのように行われておるのか、この3点について、答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

サンアビの利用状況等々のご質問でございます。まず、サン・アビリティーズいいつか、その施設の概要でございますが、サン・アビリティーズいいつかは、鉄筋コンクリートづくり平屋建ての建物で、体育室を初めといたしまして、研修室、音楽室、調理室、和室、室内プールなどの施設、貸し館を有し、障がい者及び市民の文化教養施設として、昭和58年に供用を開始しております。また、当該施設はJR新飯塚駅の東側近くに立地しておりまして、公共交通機関等との接続など、交通アクセスのよい場所に立地しております。

また、利用状況でございますけれども、過去5年間の利用者の推移を見ますと、平成24年度合計3万5177人であったものが、平成28年度合計で4万1650人となっております。ここ5年間で、約6400人の増加が見られております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

次の質問のところまで言っていたいているみたいだったんですけど、運営主体は言っていたかですね。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

大変失礼しました。この施設の運営につきましては、障がい者が利用しやすく、安全かつ快適な環境づくりを行うとともに、地域のコミュニティとの良好な関係保持に努める必要がございます。そのため、その管理運営には、障がい者が参画する方法を講じ、市民、障がい者団体、及びボランティア団体等との協働に努め、広く障がい者の正しい理解を促すことが求められております。したがって、本市では指定管理者制度を導入して、効果的かつ効率的な施設運営を行っておりまして、現在は、特定非営利活動法人いいつか障害児者団体協議会が指定管理

者として、当該施設の運営を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今ご答弁いただいたとおり、指定管理者制度を導入されて、実際にその運営主体も障害児者団体協議会というところで、障がいを持たれている方に対するしっかりとした認識を持たれているところでございます。そして、今ありましたように、まず立地ですね。JR新飯塚駅のすぐ近くに立地しております。私、ある障がいを持たれている方の団体のほうにちょっとかかわらせてもらっているんですけども、そちらのほうの方々と意見交換をさせてもらうときにも、サンアビという施設の重要性というのを、毎回、熱く語られます。やはり、そのサンアビという施設がどれだけ必要なのか。そして、あそこにあるということが、どれだけ障がいを持たれている方にとって助かるのか。例えば、目が不自由な方も、何とか点字ブロック等をたどりながらあそこまで歩いていける。あその場所にあるから、そういったことが自分たちはできるというふうな話をされておりました。ですので、やはりあそこにしっかりとあるということが、こういった意味があるのかというのを認識しておいていただきたいと思います。先ほど、施設利用の推移なども答弁いただきましたので、まず、この利用者の市内、市外の割合、お示しいただけますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

平成28年度実績で申しますと、全体利用者のうち、約1割程度が市外からのご利用でございまして、その9割が市内ということになります。そして、その1割の市外からの利用で、そのほとんどが嘉麻市、桂川町の方の利用となっております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

では、今、1割程度が市外、主に嘉麻市、桂川町の方ということでしたけれども、その障がいのある方の利用というのは、実際にどのようなものが、どのような形で利用されていますか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者など、当事者団体によります定期的な会合を初めとしまして、スポーツや文化に関する催しや個別の利用、また、手話講座やパソコンなどの各教室、日常生活に関する相談会など、総じて障がい者の自立や社会参加、権利擁護の推進につながるものが多く、障がい者福祉の拠点としての活動が行われております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

スポーツや文化に関する催しも行われているということでしたけれども、少し、これを具体的に、こういったスポーツ、こういった文化活動が行われておるのか、答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

スポーツの分野では、アーチェリーや車いすバスケット、フライングディスク、風船バレー、卓球などがございます。また、文化活動では、華道、書道、絵画、調理、パソコン教室などが

ございます。また、視覚障がい者向け音訳サービスや手話講座、日常訓練など、障がい者のためのボランティア活動も盛んに行われているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

まず、車いすを使った、車いすテニスのほうが本市ではかなり大きな催し物として行われておりますけれども、加えまして、同じく人気のある車いすバスケット、こちらのほうもこのサンアビを中心として利用されておるということです。なかなか、通常の体育館でこれをしてしまうと、やはり床が傷んでしまうということもあるみたいで、このサンアビの体育館を使わせてもらうということに対してすごく感謝をされているということ、担当課のほうから聞きました。先ほど、障がいのある方の利用状況を聞かせていただいたんですけど、この施設に関して、広く市内に開かれた施設でもありますので、障がいがない方の利用というのもあるかと思うんですけど、その部分をお示してください。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

この施設利用者のうち約７割の方が、障がいのない人の利用となっておりますが、サン・アビリティーズいづかでは、障がい福祉に関して、日常的にボランティア活動に取り組んでいる市民団体等の利用がございます。また、自治会を初めとします地域住民の皆さんの利用も多いところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

それぞれの自主的な取り組みに加えて、さまざまな催し、会合などを通じて、障がいのある方も障がいのない方も、ともに施設を利用して差し支えないということによろしいんでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

お見込みのとおりでございます。障がいのある方々の福祉向上とあわせまして、市民福祉の増進を図ることが本施設の設置目的となっておりまして、障がい者の皆さんの利用促進を図りながら、障がいのない方々の理解と共感が得られるような運営を目指して、広く市民の利用促進も図っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

本施設は、昭和５８年４月ですかね、当時の雇用促進事業団の施設として開設され、平成１５年に本市が購入したという経緯があるというふうに聞いております。となりますと、もう建設されて既に３４年が経過しようとしておるんですけども、３４年たちますとやはり、施設の老朽化というのもちろほら見られてきておるのではないかと思います。今後、この施設の老朽化に対する対応、どのような形で行っていく予定でしょうか。

○議長（藤浦誠一）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

現在、施設の維持補修につきましては、指定管理者が行う軽微なものを除きまして、随時、

所管課でございます社会・障がい者福祉課が担当して行っております。施設の老朽化に伴います大規模改修につきましては、別途、市内部で協議することになっておりますが、目下、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画を策定する中で、検討を進めていくこととなっております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の中で検討するというふうな話がありました。この質問を考えた理由としまして、今の公共施設等のあり方の第3次実施計画素案になるかと思いますが、平成28年、昨年10月に示されておる分です。インターネット等でも見られます。こちらのほうで、このサン・アビリティーズいくつかの今後の方向性として、ちょっと気になる部分がありましたので、この場で確かめておきたいと思います。と言いますのは、最適化方針というところで、このサンアビにしまして、更新時に移転というふうな書き方がしてあるんですね。理由としましては、更新時には施設整備の共有化が図れる地区公民館や体育施設との複合化を図るため、移転の統合先として、地区公民館や体育施設等、その理由として、障がい者のアクセスの利便性を踏まえ、移転先は検討するというふうなことが、明確にこの実施計画の素案ですが、書いてあります。先ほど申し上げておりますように、この施設に関しては、市内外問わず、広く障がいを持たれている方も、持たれていない方も利用されておる施設です。障がいを持たれている方にとっては、先ほど申し上げたように、この場所にあるということが非常に助かっておるということで、当然、この施設自体も充実していますし、今いろいろな催し事も行われています。そういった意味でも、やはりこの施設はここに残るべきなんじゃないかというふうに私としては思いますけれども、この素案の中身について、答弁をいただけますか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

質問者が言われます、この公共施設等のあり方に関する第3次の計画素案では、今そういうふうな形で検討しているところでございます。この施設につきましては、先ほど言われましたように昭和58年の建設で、昭和56年の新耐震基準以降の施設ですので、耐震性はあるというふうには思っておりますが、今言われますように30年以上経過して、老朽化が著しくなっているということで、今、当面は改修等によって長寿命化を図っていこうと考えております。この長寿命化によりまして、10年以上の耐用期間が確保できると考えております。この間に、更新時の方針につきましては、検討、協議をさらにしていきたいというふうには考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

市長、こういった形で、今素案ではありますけれど、実施計画のほうでは定められております。先ほどから繰り返しになりますので述べませんけれども、やはり、この場所にあるということがすごく喜ばれている施設なので、行政経営部長のほうから明確な答弁があったわけではありませんけれども、まだその移転の可能性としては残っていると思うんですね。なので、ぜひそういったところまで踏まえて、今後、この施設がどこにあるべきなのかというのを考えていただきたいと思いますけれども、ご答弁いただけますか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

先ほど担当部長が答弁いたしましたように、今後十分に、検討、協議を重ねながら、また、障がい者団体等のご意見も聞きながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

はい、ぜひよろしくをお願いします。では、次の質問に移ります。

次は、歳入改革についてということで通告させてもらいました。すみません、ちょっと大きなことをぶち上げていますけれども、ちょっと自分でハードルを上げてしまったなと思っているんですけど。今回の質問の趣旨としましては、歳入すなわち財源を確保することについて、新しい視点から考えてみませんかというふうな提言を行うということにあります。本市は、合併後に新庁舎建設、小中一貫校建設、中心市街地活性化と、多額の費用をかけて数々の事業を行ってきております。その事業を行うための財源として合併特例債を活用してきたわけですが、その財源が残り少なくなる中で、今後さらに、新体育館建てかえ、地方卸売市場の移転、筑豊ハイツの建てかえとともに、さらに大きなプロジェクトが検討されておるわけです。その中において、やはり市民的な感覚からしても、飯塚市は財政、大丈夫なのだろうかというふうな部分は絶対ついてくると思います。ですので、やはりこの時点で財源をどうするのかという問題については、一度考えなくてはいけないのではないかなというところで、問題提起させていただきました。特に今回、その財源の中でも自主財源の充実についてお聞きしようと思います。前回の６月議会での代表質問でも述べましたが、これからの時代において、基礎自治体が住民サービスの質を落とすことなく、将来世代への負担の先送りを減らして、国の財政にも貢献していくというふうなスタンスでいくためには、積極的な民間資金とノウハウの活用により、税財源中心主義というのをやはり少し見直していくべきではないか。そして、財政の予算総額を、今まではふやすということが正しいというふうな方向でしたけれども、やはり、減らすというふうな選択肢も同時に考えていくべきではないか。より多くの自主財源を確保して、その割合を高めていくという抜本的な自治体財政改革というのが必要じゃないかと考えています。今回は、その自主財源の中でも特に伸び代があるんじゃないかというふうな意味で、市税と財産収入と寄付金、この３点について質問いたします。

それではまず、市税についてお聞きします。個人市民税、法人市民税、固定資産税のこの３つで、市税の全体の９割くらいを占めておるわけですが、そもそも、このまず１つ目の、個人市民税というのはどういったものなののでしょうか。まず概要からお示ください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

賦課期日でございます１月１日時点で住所を有する市町村に対し納める税金でございます。前年中の所得に対して、一定の所得を超えた場合に一律に定額で課税される均等割と、所得に応じて課税される所得割、その合計によって課税されるものでございます。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

平成２８年度において、個人市民税は約５１億円となっておるわけですが、納税義務者数というのはどうなっておるのか。そして、それは１８歳以上の人口のどのくらいの割合を占めておるのか。そして、その割合というのは類似団体と比較して多いのか少ないのか、この３点お示ください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

平成28年7月現在の納税義務者数となりますが、5万5755人となっております。また、18歳以上人口に占める割合は51.8%となっております。この納税義務者数には、収入はありますが、一定の要件のもと課税されない非課税の方や、収入がなく非課税の方は含まれておりません。本市の類似団体は、平成28年4月1日現在で35団体ございまして、各団体の納税義務者数の18歳以上人口に占める割合を調べましたところ、本市の51.8%を超える団体は31団体、本市より低い団体は4団体であり、平均は56.5%となっております。本市は平均よりも低くなっているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

35団体中下から5番目ということは、ちょっと低いほうに位置しているのかなと思うんですけども。ちょっと今の部分はまた後で聞くとしまして、次に法人市民税について、その概要をまずお示してください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

法人市民税につきましては、本店、支店にかかわらず市内に事務所または事業所を有する法人に対し、従業員数と資本金等の額が基本となる均等割と、税務署に申告した法人税額に対して課税される法人税割によって、課税されることになります。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

平成28年度において、法人市民税は約11億円になっていますけれども、納税義務のある法人数は何社なのか。また、それは市内の総法人数のどれくらいの割合を占めるのか、お示してください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

平成28年度の納税の対象となった法人は4237社でございます。割合についてですが、休業している法人、減免対象等の法人を加えた総数の96.4%となっております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今、個人及び法人市民税について概要をお聞きしましたけれども、私のほうで糸島市、宗像市、筑紫野市では、この数字はどうなっておるのかというのを総務省のホームページから調べました。人口と面積ともに本市に近い自治体ですけれども、より把握しやすいように、歳入総額に対する個人市民税及び法人市民税の割合で比較をしました。個人市民税、法人市民税のどちらに違いがあったかという、先ほどの割合ですかね、納付割合からしても明確のように、個人市民税のほうに違いがございまして。糸島市、宗像市、筑紫野市における個人市民税の割合というのは、歳入総額の10%から15%ぐらいです。一方で、本市は個人市民税の歳入総額の約7%。この数字が仮に10%になったとすると、本市では、個人市民税だけで約20億円ふえる計算になります。問題は、どうすればこの割合というのを高めていけるかというところ

になってくるかと思うんですけれども、先ほど、答弁からも明らかになったように、18歳以上の人口において、納税義務者が類似団体平均を大きく下回っています。本市の51.6%に対して、平均は56.6%で、5%の開きがございます。やはり、この点の改善というのは早急に検討すべきではないかと思うんですけれども、答弁いただけますか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

今言われますように、糸島市等の例を挙げていただいておりますが、類似団体を調べますと、一番の市が、これは埼玉県の戸田市という所でございます。本市では51.8%の納税義務者に対して、ここは64.3%と非常に高い。特徴として、やはり都会型というところがあります。本市は、高齢化率が全国平均からしても非常に高い。全国平均26.5%に対して、29.1%と非常に高いことや、生産年齢人口が低いということから、そういう特徴の中で、こういうふうに低い率になっているのだろーと思います。まずは、この生産年齢人口をふやしていくことが肝要かというふうには、私どもは分析しております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

私も問題提起しましたけれど、いろいろと考えていく中で、なかなか難しい問題だなというふうには感じております。均等割にせよ所得割にせよ、前年の所得が基準になっていますので、やはり突き詰めると、この所得を上げていくということに力を注いでいくしかないのかなというふうに思っております。自営業者や給与所得者など、現在既に所得がある人の所得をさらに上げていくという視点と、現在、仕事をする意思と能力があるのに就労していない、できない人、例えば、シルバー人材であったり、主婦の方であったり、離職中の方であったりとか、そういった方にやはり、労働市場にどんどんどんどん入って来てもらうというふうな視点での改善というのが必要なのかなと思っています。現在の労働市場の状況を見ますと、単純にこれは求人が不足しているというよりも、マッチングの問題というのかなりあるのかなというふうに感じますので、やはりその部分というのは、市として力強く解決していくべき部分じゃないかなというふうに思っています。ですので、市としては、市民の所得が上がることで、その結果として市財政も潤うという意識で取り組んでいていただきたいと思います。性質上、すぐに成果を出すというのはなかなか難しいかもしれませんが、少しずつでも、毎年数値目標などを定めながら、数字上で確認しながら向上させていくという意識が必要なのではないかなと思います。

では次に、固定資産税についてお聞きします。先ほどと同様に、まず固定資産税の概要をお示ください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

固定資産税につきましては、賦課期日でございます毎年の1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者に限ります。所有者とは、登記簿または課税台帳に登記または登録されている方ということになります。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

この固定資産税に関しましても、先ほどの3自治体と数字の比較をしました。結果から申し

ますと、糸島、宗像、筑紫野が歳入総額の１０％から１６％に対して、本市では８％となっています。これも先ほどと同様に、１０％に数字を高めたとしますと、約１２億円税収がふえることになります。ただ、先ほどと同様に、いかにしてそれを達成するのかというのが問題になるかと思います。固定資産税の内訳で見ますと、土地と家屋と償却資産の３つに区分されます。平成２８年度の決算でいきますと、土地からは１８億円、家屋からは３０億円、償却資産からは１１億円の合計５９億円の固定資産税があがっていることがわかります。まず、本市の土地について、宅地、農地などの地目ごとの面積、評価額、税額の内訳をお示してください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

飯塚市の土地の総面積は約１２０キロ平方メートル、非課税地積を除いたところです。内訳としましては、宅地で面積が２４キロ平方メートル、評価額が２６億６千８百万円、税額が１億４千３２０万円。それから、農地の田の場合は、２４キロ平方メートルで、評価額が約２億２千７００万円、税額が約３億３千３００万円。それから、農地の畑です、面積が約５キロ平方メートル、評価額が約１億４千３００万円、税額が約１億９千５００万円。それから、雑種地で、面積が約１３キロ平方メートル、評価額が約２億８千６百万円、税額が約２億７千１百６０万円となっております。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

今の答弁をいただいたところによりますと、宅地と農地が偶然でしょうけれど全く同じ面積。全くじゃないでしょうけれど、一緒ですね、約２４平方キロメートル。税額が、一方で全く異なっています。税額が宅地で１億４千円、農地、田んぼで３億３千円ということですので、これは同じ面積なんですけれど、上がってくる税額としては全然違っているんですね。ちょっと参考に聞かせていただきたいんですけれども、農地から宅地に変更があった場合に、一般的にどの程度評価額が上がるものなのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

飯塚市では、田の評価額は平米が１００円前後でございまして、宅地の評価額の平均は平米が１万２千７００円となっておりますので、約１２．７倍となります。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

単純にこの数字だけで比較するわけにもいかないかと思うんですけれども、数字だけで仮に見せてもらおうと、かなりの違いがあるのかなというふうに感じます。仮に宅地がふえるということは、今後の定住促進にもつながるという視点でもありますので、当然、農地には農地の役割がございます。けれども、やはり現状として耕作放棄が進んでいる所もありますので、私の考えとしては、農業に集中する農地をしっかりと確保する。一方で、開発に転換させる農地という、選択と集中という視点も大事なんじゃないかというふうに思っております。具体的には、今、農地の中といいますか、周囲に農地が広がっている、例えば鎮西とか、穂波東小中一貫校周辺の農地とか、また、卸売市場の移転候補地としても挙がっております、開発の噂がずっとありますけれども、２０１号バイパスの下三緒沿いの農地の一帯ですね。また、立地適正化計画に上がっています、都市機能誘導区域や居住誘導区域周辺の農地、もしくはＪＲの駅周辺の農地などに関しては、ある意味、思い切って集中的な農地の転換を図ることも必要なので

はないかなというふうに考えるんですけど、この点に関しまして、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

今言われましたように、宅地と農地の評価額は相当、127倍と違ってまいります。一方では、今言われますように農業振興というのは必要で、農業振興をしながら、全く農地というか遊休地として、もう今後も見込みがないという所につきましては、市としても、宅地それから定住人口をふやすためにも、そういった策が必要かというふうには思っております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今のは積極的にやっていくというふうな考えの表明というふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

農地についてもそうですが、いろいろな農業団体もございます。山林も、駅近くにあるところもございます。そういうところも含めて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

はい、ぜひよろしくお願いします。

次に、建物に関して、ちょっと今の定住促進の話もしましたので、参考に1点お聞きします。平成28年中に新築された一般の木造住宅について、棟数と平均面積、評価額の平均額及び建物の税金の平均額をお示してください。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

平成28年中に新築された一般木造住宅は379棟ございます。平均面積は113.9平方メートルでございました。その平均評価額は976万1千円、建物の平均税額については、年間5万4600円となっております。新築住宅については、課税標準額の軽減特例があり、一般の戸建ての住宅では3年間、それからマンションでは5年間、税額が半額になるということでございます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

新しく建物が建った場合は、特例の期間中は5万4600円くらいが平均ということです。私も平成23年にちょっと家を新築しまして、今、実際に10万円弱ぐらい固定資産税を納めていますので、そういう意味では、5年ぐらいたっても10万円ぐらい、1戸当たり入ってくるということは、やはり先ほど、昨年度400棟弱くらい建ったということで、このあたり、やっぱり建物というのは地場の経済のほうにも影響してくる部分はあると思いますので、ぜひそういった部分、施策等も含めながら地場の建設会社等も使う。その中で、しっかりと建てていって、そういうふうにする中で、地域の所得が向上していくというふうにつながっていくと思いますので、一体的に考えていって、施策として取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

次に2つ目、財産収入についてお聞きします。不動産と預貯金の運用というのは、個人レベルで収入をふやそうと考えたときにも、まず第1に考える部分かなと思うんですけども、自治体に関しましても、この効率的な運用というのは真剣に検討すべき部分だと思います。今でも当然やっているでしょうけれども、今後、この不動産等基金の運用による運用益というのを最大化するというふうな視点が必要かと思います。まず、不動産に関しまして、売却と貸し付けというふうな大きな方向性があるかと思うんですけど、まず不動産の売り払い収入について、過去5年間の推移、金額、件数について、お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

市有土地の売り払いの状況でございますけれども、平成24年度が、件数が27件で、面積が4万5962.06平米、金額が3億3162万7348円。平成25年度が35件で、面積が9万370.81平米、金額が4億4056万4831円。平成26年度が30件で、面積が1万5028.50平米で、金額が1億824万5354円、平成27年度は33件で、3万3608.78平米、金額が2億1821万5223円、平成28年度が21件で、8666.69平米、金額が4926万3526円となっています。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

本市の財政の規模、一般財源の規模からすると700億円弱ぐらいが一般会計の規模です。それに関しましては、今の過去5年間の推移をたどりましても5千万円くらいから4億円くらいの売却収入が上がっているということですが、もう少し頑張れる部分があるんじゃないかなというふうに感じるんですけども。例えば、考え方かもしれませんが、持っている管理コストがかかりますし、一方で、市の財産に対しては固定資産税は生じませんので入りません。一方で、売却することで管理のコストがなくなる上に、固定資産税の課税対象というふうにもなってきますので、そういった視点だけで考えられる単純なものでもないでしょうけれども、やはり行政として所有している必要性が低い不動産とか、より民間の役に立つような不動産とかというのがあれば、やはり積極的に売却していくというふうな考え方に至ってもいいんじゃないかというふうに考えるんですけど、この点ちょっと行政的な答弁としては難しいでしょうから、市長、副市長、答弁いただけますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

質問議員が提案しておりますように、当然、歳入の確保は図っていかなくてはならないと考えております。不動産収入を上げていくことも、俗にいう営業外収益は税金だと思います。それ以外の収益について、当然いろいろな収益も上げていかなくてはならないし、それはやっぱり不動産売却というような手が一つだと思っております。俗に民間でいう不良資産につきましては、当然、市民の皆さんから預かっている土地でもございますけれど、十分活用していくことを念頭に、今後考えてまいります。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

前向きな答弁をいただいたというふうに感じましたので、ぜひ今後の経過を見させていただきたいというふうに思います。

次ですね、不動産の貸し付けについてお聞きします。以前、私、平成26年度の決算特別委

員会において、２年前になりますけれど、市が所有する土地、建物の貸付率について答弁を求めました。そのときに、土地については５．１９％、建物については６．８７％というふうな貸付率の回答でした。現在、２年後の平成２８年度末において、この数字はどうなっておるでしょうか。また、今後、この数字を改善させていくというふうな考えはありますでしょうか。お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

平成２８年度の市有財産貸し付けにおけます、その貸付率につきましては、土地が３．４８％、建物が５．３５％となっております。市有財産の有効利活用につきましては、売却によるところを基本としております。しかしながら、貸し付けによる収入の確保も利活用の方策であるとは認識しております。県内の自治体も貸し付けによる財源の確保については大きな課題となっております。本市としまして、今後の施策方針を研究、検討してまいります。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

先ほど、平成２６年度の決算特別委員会におきまして、PRE、すなわち公的不動産について、公共公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効果的な管理運用を推進していこうという考え方を紹介させていただきました。執行部のこのPREに対するその後の対応についてお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

質問者が言われますPRE、地方公共団体等が保有する各種の不動産に着目して、その管理、活用を合理的なものにすべきという認識を背景にしてつくられた用語であるということは理解しております。本市では、市有財産の有効利活用に資するため、内部委員会として、公有財産有効利活用等検討委員会を設置いたしまして、これまで筑穂支所や穂波支所の空きスペースの利活用等に取り組んできております。今後とも積極的に研究、検討を行い、財産の有効利活用を図ってまいろうと考えております。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

今言われました公有財産有効利活用等検討委員会ですけれども、この委員会においてはこういったことが審議されておるのか。そして、実際に昨年度、本年度において委員会の開催状況、また、その開催の頻度と審議内容についてお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

公有財産有効利活用等検討委員会では、公有財産の有効利活用等を促進することを目的として、庁内で組織した部課長を構成員とする９人の委員によって、調査、審議をいたしております。審議事項につきましては、飯塚市公有財産有効利活用等検討委員会規程に基づき、公有財産の譲渡、移譲、貸し付け、貸与における有償、無償の判断から、施設の空きスペースの有効利活用など、施設管理者等から提案について意見聴取しながら、慎重に判断をいたしております。開催頻度でございますが、平成２８年度は開催がございませんでした。平成２９年度は現在まで１回開催しておりまして、穂波支所３階の一部の建物貸与並びに旧庄内児童館の建物、

土地の移譲、及び所管替えの2件について、審議をしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしく願いいたします。11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

この件も平成26年度の決算特別委員会において提案したんですけれども、現状、市の部課長職のみで構成しているんですね、この公有財産有効利活用等検討委員会というのが。ですので、2年前に外部人材をその中に登用して、委員会の活性化を図ってはどうかというふうな提言を行いましたけれども、その後の執行部の考えをお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

不動産の処分、貸し付け等による財産収入を確保する際に、専門的知見の助言等があればそれは大変有意義なことであると考えております。今後、先進市の研究等を現在行っておりますが、委員会に外部からの委員を加えることもあわせて、今後とも研究、検討を行っていきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

この問題に関しては、私、2年前に聞いているんですね。そのときもなんですけど、それから今後研究、検討してまいりますというふうな答弁が3回続きました。いつまで研究、検討されていくのかなというふうに思うんですが。こうなりますと、行政的な判断からというのは難しい部分もあるのかなと思いますので、市長、副市長にお聞きしたいと思うんですけども。例えば、土地と建物の貸付率についても2年前より低くなっているんです。PREについても、研究、検討してまいりますというふうなところでした。有効利活用等検討委員会についても、平成28年度は開催されていない。29年度は途中ですけども、1回開催されていますけれども、その内容からしても必要性が出たときに開催しているみたいな感じかと思うんですね。表現的にはあれかもしれませんけれど、やはり受け身と言いますか、主体的に財産をしっかり動かしていこうというふうなところは正直ちょっと見られないんです。ですので、こういった部分、先ほどの外部人材の登用とかも含めまして、市長も変わられましたので、片峯市長、梶原副市長の体制のもと、このあたり、大きく考え方を変えていただけないかなと思うんですけども、答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

収入増、歳入増について、るるご提言をいただきました。私も市長になりまして、まちのいろいろな課題解決のため、また、市民の皆さんの福祉の向上のためには、これを継続的にやっていくためには、一定の歳入確保も必要であると考えておりまして、その一つの方策として先ほどご提言がありましたような土地の利活用だとか、民間活力の利用だとかいうようなことについては、積極的に取り組みたいと思っております。ご指摘いただきましたご意見も参考にしながら、さらに進めていきたいと思っております。ただ1点だけ、しっかり自分もここは再検討したいと思いたいののが、公有財産有効利活用等検討委員会については、恐らく今ご指摘のような、先々にわたるようないろいろなプランの検討をするときに、外部の方が入られることによって、その情報が外に出ることが公益性とか公平性を担保するという観点からどうなのか。そこをあわせて、この件については私も意識して検討していきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員にお願いいたします。まもなく発言残時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

もう答弁は求めません。今、市長言われましたように、そういった部分の懸念も生じる部分はあるかと思うので。私の言わんとしているところは、恐らく理解していただいたかなというふうに思っていますので。私も、特にこの委員会にこだわりませんので。であるならば、その不動産貸し付け、売却を含めて、やはり積極的に動かしていけるような、そういう組織をつくっていただいて、ぜひ大きな改善を図っていただきたいなというふうをお願いしまして、質問を終わります。残りはまた、次に質問させていただきます。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。5番 光根正宣議員に発言を許します。5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は子ども食堂について、1本でございます。まず生活困窮者の現状についてお聞きしたいと思いますが、厚生労働省は、本年6月27日に国民生活基盤調査を発表いたしました。それによりますと、生活意識の調査として、生活が苦しいと答えた割合は、大変苦しい、やや苦しい、合わせて全世帯の56.5%となっております。これは、前回より減少いたしましたが、全体の約6割近くを占めております。特に母子家庭では、苦しい家庭は82.7%と依然高い状況であるようでございます。また、経済的に厳しい家庭で育つ17歳以下の子どもの割合、いわゆる子どもの貧困率は13.9%で、2.4ポイント減少しているということでございます。厚生労働省は、この子どもの貧困率の減少は、景気が回復し、子育て世帯の雇用や収入が上向いたためとの改善理由ですが、いまだ貧困状態にある子どもは7人に1人となり、OECD加盟国36カ国の平均をまだ上回っている状態でございます。全体的に数値としては改善されているものの、依然として厳しい生活を強いられている家庭が多いのは実感していることとされます。このような状況の中、国、県、各自治体が貧困対策を行っておりますが、まず、本市における生活困窮者の現状はどのようになっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

本市におけます生活困窮者の現状ということでございますが、この生活困窮者につきましては、平成27年4月に施行されました生活困窮者自立支援法の第2条に定義されておまして、「現に、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」というふうに定義されております。このため、所得、資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱えている者を対象として捉え、さまざまな形態が存在してあるのが、現状であるというふうに考えております。このことから、本市におきましても、その実態の把握が非常に難しく、数字としてお示しすることも難しいところでございます。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

実態の把握は難しいということですが、では、現在、生活困窮者に対してどのような対応をしていますか。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

生活困窮者に対する飯塚市の対応ということでございますが、飯塚市では、先ほど申し上げました生活困窮者自立支援法において、さまざまな問題で生活に困窮されている方々に対し、自立、就労に向けたさまざまな支援サービスを総合的、一体的に提供し、その自立の促進を図ることを目的とした生活自立相談室を穂波支所内に設置しまして、自立に向けた相談事業を実施しております。あわせて、相談者への支援数等の数字について回答いたします。まず、相談受付人数でございますが、開設年度の平成27年度が162人、平成28年度が178人ございました。相談者への支援が決定するまでの緊急的支援を実施したものが、平成27年度61件、平成28年度33件。これは具体的には、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けの手续や、本制度における住宅確保給付金につないだもの、あるいは直接就労支援を行い、就職に至ったもの等がございます。続きまして、本制度で実施しております相談者へのアセスメントを経て、支援プラン策定に至ったものが、平成27年度で43件、平成28年度57件でございます。そしてプラン作成後、個別具体的な支援を行った結果、目標達成等の理由により支援終了に至った件数は、平成27年度で20件、平成28年度で34件というふうになっております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

相談件数を見ましても増加傾向にあるようですが、子どもさんを持った家庭では特に深刻な問題であると思います。先ほども申しましたように、日本は子どもの貧困率が相対的に高いと言われております。本市において、子どもたちの貧困についての現状の把握はしておりますか。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

子どもの貧困率、この数字につきましては厚生労働省の、先ほど申されましたけれども、国民生活基礎調査に基づき算出されておまして、国全体の平均のみ公表がされておりますので、本市における子どもの貧困率の把握は、なかなかできかねるところでございます。そして、この子どもの貧困につきましては、さまざまな原因が絡み合うことから、数字として示すところも非常に難しいところがございますので、違う角度から明らかな生活困窮者世帯の子どもといたしまして、生活保護世帯の子どもの人数で回答させていただきます。まず、平成29年8月末の生活保護受給者数が6120名。そのうち就学前児童234名、小学生312名、中学生が171名で計717名となっております。このうちひとり親世帯の子どもたちは545名と76%を占めております。この数はあくまでも生活保護受給者に限ったものでございまして、潜在的な貧困状態にある子どもたちは、さらにふえるものと考えております。また、別の側面から見ました子どもの貧困状況に関連する実態の一つに、ひとり親家庭が受給します児童扶養手当の受給者数がございます。本市におきます児童扶養手当の受給者数でございますが、平成29年4月分まで全額支給が1134世帯、対象となる子どもの数が1971人、一部支給は762世帯で子どもが1110人となっております。合計しますと1896世帯、子どもの数は3081人となっております。また、所得等の状況により全額停止されている世帯は121世帯でございます。ひとり親家庭の状況につきましては、本年7月末で母子世帯2622世帯、

子どもの数４４４２名、父子世帯４７３世帯、子どもが７７２人、養育者世帯が７０世帯、子どもが８６人となっております。最新の調査結果が公表されていないため、数字として少し古いものになりますけれども、平成２３年度全国母子世帯等調査結果によりますと、母子世帯で就業状態において、非正規が約６割を占めておりまして、母自身の年間の就労収入が１８１万円、手当等含めましても２２３万円程度でございます。この収入は相対的な貧困と捉えるべき金額でございまして、母子家庭の多くが生活に困窮しているという実情がうかがえるものというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

５番 光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

母子家庭の多くが生活に困窮しているという実情でございしますが、近年、子どもの貧困対策として子ども食堂が全国各地で始められております。この子ども食堂とはどんなものですか。お示してください。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

この子ども食堂でございしますが、主として貧困家庭や孤食、これは子どもが１人もしくは子どもたちだけで食事をとることでございますけれども、その子どもたちに無料や安価で食事を提供する民間の取り組み、活動のことでございます。子ども食堂という名前が使われ始めたのは２０１２年ごろとされておりまして、平成２８年には全国で４００カ所を超える子ども食堂がございまして、実施頻度といたしましては、月１回が全体の４割で最も多いものとされております。

○副議長（佐藤清和）

５番 光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

本市の子ども食堂の現状はどのようになっていますか。また市はどのようにかかわっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

現在市内では、お子さま食堂として実施しております飲食店が、市内川津地内に１店舗あることを確認しております。ここでは月曜日から土曜日、１７時から２０時の時間帯で、焼き飯等４種類のメニューを小学生は１００円、中学生２００円、高校生３００円で食事を提供しております。また、食事を提供する子どもたちの利用条件等々につきましては特にないとのことでございます。なお現在のところ、このお子さま食堂の運営については市は関与しておりませんで、独自で実施されているというふうになっております。

○副議長（佐藤清和）

５番 光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

先日、公明党市議団で視察いたしました滋賀県では、県の社会福祉協議会が中心となりまして、積極的に推進しており、主催団体は自治会、福祉法人、地区母子会、ＮＰＯ法人等さまざま、今年５月現在、滋賀県内に６６カ所あり、目標を３００カ所にしてると言われておりました。そこで、子ども食堂事業についての国、県の支援及び先進地の事例についてお聞きしたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

子ども食堂を開設する場合に活用できます国の支援策といたしましては、内閣府の地域子どもの未来応援交付金、それと厚生労働省のひとり親家庭等生活向上事業がございます。なお、福岡県は単独の支援施策は現在のところございません。また、県内各自治体の先進事例につきましては、北九州市が厚生労働省のひとり親家庭等生活向上事業に基づく国庫補助金を活用しまして、平成28年9月から市内2カ所で子ども食堂運営事業委託を開始しております。また、福岡市や久留米市、八女市では、子ども食堂を運営する団体に対し、市単独での補助を行っているということでございます。その他、大牟田市、大野城市、行橋市、筑後市でも子ども食堂が実施されておりますが、この4市では、NPOやボランティア団体が独自で運営されておまして、週1回の開店や、多くは月1回から2回、開店されているという状況でございます。その設置の目的といたしましては、仕事等の都合で保護者の帰宅が遅くなり、家庭の子どもたちが孤食がふえているということから、子どもたちが多くの人たちと触れ合いながら安心して過ごすことのできる居場所として子ども食堂をつくり、そこで子どもの学習支援、生活指導、そういうものをあわせて食育を兼ねた食事の提供が行われているということでございます。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

この子ども食堂は全国で約400カ所以上運営されているということで、国や県、また自治体の補助を受け、運営されているところもあれば、NPO法人やボランティアが自発的に運営しているところもあり、子ども食堂といってもさまざまな形があるようです。このように全国的に展開されている子ども食堂は、今後、本市においてもできるのではないかと思います。子ども食堂をつくりたいとの相談、要望があった場合、市はどのように取り組みますか。

○副議長（佐藤清和）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

子ども食堂といえば、まず貧困対策、母子、父子家庭への対策や事業として考えがちでございますが、そこに特化した事業として実施するのではなく、本来はそこを利用する子どもたちの心や気持ちを第一に考えながら、地域の子どもの子育てを地域が支援する事業として、食事の支援のみではなく、あわせて学習支援や生活支援を行っていくことが望ましいのではないかと思います。またその運営方法につきましても、その地域や地区の団体や、個人の方々の参加により運営されるべきではないかと考えております。このようなことから、子ども食堂の設置につきましては、貧困世帯だけではなく、一般の世帯の子どもたちが分け隔てなく利用できる地域のコミュニティとして、子どもたちを育てていく場所という視点を持ちながら、NPOや各種団体から相談があった場合には、市として積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

今回、貧困対策に関連して子ども食堂の質問をいたしましたが、私も今の部長の答弁と同じ思いであります。地域の子どもは地域で育てていこうというのが、この子ども食堂の基本だと思います。貧困対策の一翼を担うものの、貧困対策を前面に押し出すと、参加することも難しくなります。食事の提供だけでなく、ボランティアによる学習支援、また、ひとり暮らしの高齢者やシングルマザー、共働きの子ども、外国籍の親子等、地域を巻き込んださまざまな人との交流ができる子どもの居場所づくりだと考えております。子どもの貧困対策センター「あす

のば」代表理事の小河光治医師が言うには、貧困に陥った子どもたちが将来、経済的にも精神的にも自立し、負の体験をばねにして、自分や家族の幸福実現だけではなく、社会に貢献できる人に育てていくためには、１、政等がさまざまな支援をする制度、２、たくさんの人々が子どもたちを温かく見守り、世話を焼くまなざしとおせっかい、この２つの両方をいかに整えていくかが特に重要であると、子どもを誰一人見捨てず、ひとりぼっちにしない社会をつくるために、子どもが生まれてから社会に巣立つまで、切れ目のないぬくもりあふれる支援が求められている。全ての子どもたちを社会全体で育む普遍的な対応も含めた、真の子ども第一社会をつくり上げていくことこそが、次の世代のためにしなくてはならない、我々の全ての人々に与えられた使命ではないだろうかと言われております。この子ども食堂は全国的にふえていてありますが、一方で人手不足、また場所、資金の問題で運営を断念されているところもあると聞きます。本来、行政が住民と一体になって取り組んでいくことが理想だと思います。学校、民生委員、児童委員の協力も必要だと思います。ただ相談を待っているだけではなく、現状の把握、市独自の支援事業、運営ノウハウや場所の問題、人材育成について研究していただきたいと思います。最後に、市長のご意見をお聞きしたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

副市長。

○副市長（梶原善充）

質問者ご指摘のとおり、子ども食堂は子どもの貧困対策のためだけということではないと認識しております。子どもがさまざまな出来事で困っているときに、地域で対応してくれる場所、すなわち子どもの居場所として設置、運営されるべきであると考えております。また、その継続的運営のためには、ＮＰＯやボランティア団体における人材の確保、運営のノウハウの取得等が必要となってまいります。本市といたしましても、子ども食堂に対して、行政としてどのような支援を行うことができるのかも含めまして、さらなる調査、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

５番 光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

ありがとうございます。本日のこの質問によって、今後、ボランティアや自治会、また市民からの要望や相談が出てくればいいと思います。子ども限定の支援ではなく、地域のひとり暮らしの高齢者などを巻き込んだ新たな空間づくりができれば、子どもは高齢者に学び、高齢者は子どもに元気をもらうことができると思います。どうぞご検討のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午後 １時２０分 休憩

午後 １時３０分 再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。１４番 江口 徹議員に発言を許します。１４番 江口 徹議員。

○１４番（江口 徹）

今日は環境行政についてお聞かせいただきます。まず、この環境行政、市として特に課題だと捉えているものは何なのか、まずそこについてお聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

環境問題につきましては、日常生活における住環境や水の問題など、身近なものからエネルギー問題や地球温暖化など、国家規模、地球規模で対応していかなければならないものまで数多くの問題が存在しております。このように、多様で広い分野にわたる問題の解決していくためには、行政の施策や事業による対応だけでなく、一人一人が日常生活の中で環境への負荷を軽減させ、市民、事業者、関係団体、学校などが連携した取り組みを積み重ねていく必要があるというふうに認識しております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今、お答えになったように、この問題は行政のみならず、市民そして団体、学校等がしっかりと取り組まなければならない問題でもあります。その中で、きょうも午前中に取り上げられましたが、白旗山ですね。片一方ではエネルギーという問題で、解決策の一つとして太陽光発電という形ではあるんだけど、もう片一方では、住環境というところでの脅威ということでもありえるわけです。この白旗山の問題について、現状どのようになっているのかご案内ください。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

一条工務店につきましては、その後、事業は進んでおりません。今年7月、本社に実際に会って話をしたい旨の文書を発送し、お願いをいたしました。それに対して一条公務店から8月になって、私に電話がございました。その内容は、まず、事業を進めていく方針に変わりはなく、会っても、新しく話すことはないの、面会はお断りするということでした。また、7月に社長が交代し、白旗山での事業の責任者であった部長の後任が決まっていないとのことで、事情を理解願いたいとのことでした。

悠悠ホームからは今年6月28日に市自然環境保全条例に基づく、届出書が提出されました。条例に基づく手続については現在住民からの意見書を取りまとめ、悠悠ホームに送付しており、その意見書に対する見解が9月22日までに提出される予定です。その見解の内容を見まして住民の意見に対して、説明、回答が適切にされているのか確認していく考えでございます。なお、悠悠ホームの事業は森林法に基づく林地開発許可が必要ですが、その申請書は県にまだ提出されていないというふうに聞いております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

白旗山において、2つの計画があり、片一方は県の認知開発の許可が出ている。片一方については、まだその申請がなされていないというふうな状況であります。やはりこの問題を考えるときに、どのように歯どめをかけるのかというのが大切になってくるんだと思っています。現状においては、飯塚市においては、県の認知開発許可が出されると止められないというのが現状であります。では現状、白旗山でこのような2つの状況があって、第2、第3の白旗山が出てくるのを黙って見ているのかどうか。それとも何らかの手を打つのかどうかで、やはり市民の飯塚市に対する目線というのは変わってくるんだと思います。求められているのは、やはりエネルギーのことを考えて、太陽光発電というのは必要だと思いますし、これが平地で行われる分は私は全く問題ないと思ってますし、歓迎すべきことだと思っています。ただ、山合斜面において行なわれ、そしてなおかつ、その下に太陽光発電の下に住まいがあった場合、こ

れについては非常な脅威になる。そういうところを考えると、前市長、齋藤市長もそういった同じような問題認識の中で、これについて何とかしたいというお話をされていましたが、そこに関しては同様に思っていたところではございます。その中で条例制定すべきではないかという提案を以前させていただいたことがあります。今日の午前中、質疑でもありましたように、朝倉の豪雨等々を考えていると本当にこれは急がれることではないかと考えるわけですが、その点、条例制定について検討するというお話でしたが、その検討状況はどうなっていますか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

内部での検討ではございますが、先進地の条例等を収集し、他の自治体での抑制区域等のゾーニング設定や市長の同意などについて、研究をしております。また、本市には自然環境保全条例がありますので、これを改正することで対応できるのか、新たに条例を制定する必要があるのか等も含めまして、研究を行っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

その検討のスピードを1段、2段上げていただかなくてはならないと思っています。今週末にも台風が来るかと言っているわけです。自然は待つてはくれません。先進事例を検討する、大切なことです。でもそこそこも検討しながらも、こうやって制定してるということは、やはりある意味、走りながら考えている部分があるんだと思ってます。帯に短し、たすきに長しじゃないですけど、100点を目指してずっと時間かけるよりも、70点、60点かもしれないけれど、まず、ここの分に関してはきちんと生命、財産がかかわることですから、早めに手を打つことが必要ではないかと思っています。色んな先進事例があります。自然環境保全条例の改正ということを考えてるということでお話がございました。どのような形で結構かと思えます。例えば、ソーラーパネルがある。同じ目的で既に国だったり県だったりの法とか、条例があるところに関して、同じ目的でそこにつくるというのは厳しいですので、異なる目的で、どうやってつくるのか。ソーラーパネルがあると当然のことながら、それは年限がたてば廃棄になってしまう。古くなって、更新の必要が出てくるとそのときのことを考えて、それはきちんとされるように預かり金を制度化するような条例もあるでしょう。例えば、そこができることによって、経済的に損をする方が出てくるかもしれないとか、その面で歯どめをかけよう、そういった考えがあるかもしれない。それはそれこそ市役所の皆様方のいろんな部署の皆様方の知恵をお借りしながら、ぜひ早期に提案をしていただきたいと思いますし、私どももそれについて、何らかのご助力ができればと思っています。

次に、ごみ行政についてお聞きいたします。一昨日も、ごみの減量についてお話がございました。この家庭から出る可燃ごみの処理について、どうなっているのか、まず現状から説明をお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

飯塚市では一般家庭や事業所からの指定のごみ袋により排出された生ごみやビニール類などの可燃ごみについて、週2回の定期的なルート収集を行い、飯塚地区については、吉北にある直営施設の飯塚市クリーンセンターで、穂波、筑穂地区については桂川町九郎丸にある飯塚市・桂川町衛生施設組合の桂苑で、庄内、颯田地区については嘉麻市岩崎にあるふくおか県央環境施設組合のごみ燃料化センターで、それぞれ中間処理等を実施しております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番(江口 徹)

次に、その3つの各施設で処理される可燃ごみの総量1人当たりの排出量、1トン当たりの処理費用について、ご案内ください。

○副議長(佐藤清和)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

平成27年度の決算ベースでお答えいたします。飯塚地区では、市クリーンセンターへの可燃ごみの搬入総量が2万3140トン。1人当たり296キログラム。1トンの当たりの処理経費は2万1716円となっております。穂波、筑穂地区では、桂苑への搬入総量が1万193トン。1人当たり283キログラム、1トン当たり処理費経費は、1万9256円となっております。庄内、颯田地区ではごみ燃料化センターへの搬入総量が4048トン。1人当たり246キログラム。1トン当たり処理経費はこれにつきましては、RDFの処理経費等も含みまして、4万447円というふうになっております。

○副議長(佐藤清和)

14番 江口 徹議員。

○14番(江口 徹)

次に、それぞれの施設の運転開始年度と建設費用、そして経過年数、処理能力について説明をお願いします。

○副議長(佐藤清和)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

飯塚市クリーンセンターにつきましては、運転開始が平成10年度で建設費は139億3千万円。運転開始から19年が経過し、処理能力は1日最大180トンとなっております。桂苑につきましては、運転開始が平成6年度で建設費は60億円。運転開始から23年が経過し、処理能力が1日最大74トンとなっております。ごみ燃料化センターにつきましては、運転開始が平成14年度で、建設費は24億7千万円。運転開始から15年が経過し、処理能力は1日最大54トンというふうになっております。

○副議長(佐藤清和)

14番 江口 徹議員。

○14番(江口 徹)

それぞれの施設の状況、そして課題はどうなっているのか。あと、それぞれの施設はいつまで使えるのかご案内ください。

○副議長(佐藤清和)

市民環境部長。

○市民環境部長(中村雅彦)

飯塚市クリーンセンターにつきましては、設備の使用基準が操業開始から15年間でしたが、設備の延命を目的として、平成22年度から27年度までに大規模改修を実施し、現在は、平成40年度まで運転可能であります。桂苑につきましては、施設の延命利用のため合併前から、現在まで随時設備の修繕を継続して行っておりますが、延命利用にも限りがあることから、平成30年度までに、設備更新等の検討を行うこととされております。ごみ燃料化センターにつきましては、可燃ごみを利用してつくられる再生燃料RDFの提供先の大牟田リサイクル発電所の業務停止予定が平成35年度までとなっており、桂苑の設備更新、ごみ燃料化センターの再生燃料の受入先の確保が今後の課題というふうに考えております。

○副議長(佐藤清和)

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

飯塚市クリーンセンターの建設費は約140億円。こちらが平成40年までですね。今、平成29年ですので、あと11年。桂苑については建設費が60億円。もう23年がたって、来年度の30年度にはどうするかしっかりやらなくちゃいけないと。ごみ燃料化センターについてはそれこそ、このRDFは、ある意味、「夢の」と言われたものでしたが、残念ながら、爆発事故等が起き、そして処理経費もどんどん高騰してきたわけです。処理費用を見ても、クリーンセンターが、1トン当たり2万1千円。桂苑が1万9千円なのに対して、RDFに関しては4万円を超える。倍近くの経費がかかっているわけです。それぞれの施設が、ある意味かなりの年数がたって、もう非常に近々にどうするか考えなくてはならない時期になってまいりました。それぞれの施設設備を補修しながら、延命した場合、また更新した場合、どの程度の費用が必要となるのか、その点についてお聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

飯塚市クリーンセンターにおいて、平成22年度から27年度まで大規模改修を実施しております。その費用総額は、27億9383万3千円というふうになっております。平成25年度から27年度までの実績で桂苑については、毎年9100万円から1億3400万円、ごみ燃料化センターについては毎年1億3千万円から1億4800万円の修繕費をかけて設備改修を実施し、施設の延命を図っているとのことです。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今、クリーンセンターにおいて27億9千万円強かけたというお話でした。これについては、かけたことでおよそ平成40年度まではある意味、その大きなお金をかけずにやっていけるということによろしいですか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

そのように理解しております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

では、あと桂苑ですが、9100万円から1億3千万円今までずっとかかっているというお話でした。この桂苑についても同様に考えていいのかなのか、そのあたりはどうですか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

桂苑につきましては、先ほども申し上げましたように、30年度までにどういうふうな形というふうに考えていかなければいけないというふうに申し上げましたけれども、当分の間は、大丈夫じゃないかというふうな形で、はっきりした年限につきましては、わかっておりません。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

他方、もう一つRDFについても、はっきりともう最後が決まってるわけです、35年には

もう県央は県はだめなんだと。費用のほうも高いということを考え合わせると、また、その桂苑の状況も考えると、もしというか、そういうところをしっかりと想定して準備しなければならないと思っています。

まず、処理量の少ないほうからいきましょう。桂苑のごみを吉北の飯塚市クリーンセンターで処理することは可能でしょうか、どうでしょうか。飯塚市内の可燃ごみだけに限定して結構ですので、お聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

処理能力につきましては、平成27年度における飯塚市クリーンセンターと桂苑で処理を行っている穂波、筑穂地区のごみ搬入量を合算しますと、年間総量3万3332トン、1日当たり91トンとなりまして、クリーンセンターでの1日当たりの処理能力180トンと比較すると、理論的には可能というふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

その場合のメリット、デメリット、そしてまたクリアしなければならない条件は何なのか。また、費用面で考えるとどうなるのか、お聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

本議会の中で、組合施設の将来の運営に係ることを答弁することはできませんが、一般的に考えれば、費用面においては、処理経費を含む維持管理費の増または減。業務面においては、収集運搬の時間、距離の多寡による影響、また災害被災時や故障時の緊急対応、施設建設運営時の状況、事情などを踏まえる必要などがあることが考えられます。現在、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町2組合からなる環境施設等広域化に関する任意協議会が発足し、ごみ処理施設を含む飯塚市・桂川町衛生施設組合と福岡県央環境施設組合の統合や、飯塚市と嘉麻市の直営施設の組合への移管等について、4月から協議が開始されたところです。現在は、さまざまな項目について検討がなされており、今後協議会において調整されましたら、経過報告等を行っていきますので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

はっきりとメリット、デメリット、そしてクリアしなければならない条件、また費用というのにはお答えがありませんでした。今ある程度ははっきりしたらというお話がございましたが、本当はそういうわけにはいかないんだと思ってます。当然のことながら任意協議会でやっていただいて、そこでやるのは私どももどうぞというお話をさせていただきました。ただ、片一方ではそれぞれの市の運営にかかわることなんです。だからこそ、これは関心事の一つとして知っておく必要があるし、当然のことながら、行政の方々は行政を内部で情報共有をされるでしょう。私どももそれについてはきちんとチェックをしていかないと正しい運営はできないんだと思っています。

次に、RDF、ごみ燃料化センターの機関について、同様にお聞きいたします。まずRDF、ごみ燃料化センターで処理をしている可燃ごみ、飯塚市分で結構ですので、それを吉北の飯塚市クリーンセンターで処理することは可能でしょうか、どうでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

処理能力につきましては、平成２７年度における飯塚市クリーンセンターとごみ燃料化センターで処理を行っている庄内、潁田地区のごみ搬入量を合算しますと、年間２万７２８８トン、１日当たり７５トンというふうになりまして、クリーンセンターでの１日当たりの処理能力１８０トンと比較しますと、理論的には可能だというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

１４番 江口 徹議員。

○１４番（江口 徹）

先ほどと同じ質問です。その場合のメリット、デメリット、クリアしなければならない条件並びに費用についてはどうですか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

先ほどの桂苑に係ります答弁と同様の形になるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

１４番 江口 徹議員。

○１４番（江口 徹）

つまり答弁を差し控えるということですか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

はい。そのようにお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

１４番 江口 徹議員。

○１４番（江口 徹）

何のために、議会があるんでしょうね。飯塚市の行政について行政運営をきちんとやれるかどうかをきちんとチェックするための議会で、ではそれを検討するメリット、デメリット、費用についてどうなのか、政策判断としてどうする、ここに関しては、任意協議会の考え方等があるかもしれませんが、メリット、デメリット、そして費用等に関しては純然たるこれは事実の話です。ここに関してはきちんと答えられるべきだと思っています。本日についてはこの程度にとどめますが、その点しっかりと行政として考えていっていただきたい。これは市長、副市長ともお願いいたします。

では、次にいきます。今それぞれ桂苑、ＲＤＦ、県央の分ですね、それぞれを飯塚市のクリーンセンター、吉北で処理することは可能という話がありました。もう一段いって飯塚市で発生する可燃ごみ全て、先ほどの桂苑分と、それとＲＤＦごみ燃料化センター、その双方を吉北で処理することは能力的には可能でしょうか、どうでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

処理能力につきましては、平成２７年度における飯塚市全域から排出された各施設のごみ搬入量を合算しますと、年間総量３万７３８１トン、１日当たり１０３トンとなり、クリーンセンターでの１日当たりの処理能力１８０トンと比較しますと、理論的には可能だというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

理論上では可能というお話ございました。ただ飯塚市のクリーンセンター、吉北では90トンの炉が2つあって、メンテナンスの期間等もございます。理論上、足して103トンなので、両方同時に走っていればいいんですけど、ずっとというわけにはいきません。現実的には、メンテナンスの時期をずらしながら確保することが必要になってきますが、それをやっても、そのメンテナンスの期間を取っても、十分に可能というふうな理解でよろしいですか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

可能だというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

いろんな形を想定して準備しなくてはならないと思っています。今は飯塚市のみの可燃ごみを吉北で処理した場合というお話をさせていただきました。そのときには103トンなのでやれるという話でしたが、現実の話となるとこれが飯塚だけ、飯塚の分だけ抜けるという話にはならないというのも現実でしょう。そう考えると、それぞれが抱えている地域の全てができるかどうかということを考えなくてはなりません。そういったときに、やっぱり心配なのは量になってきて、そうすると、ごみの量、燃やす量をどうにかして減らすことも考えなきゃならないと思っています。一昨日、ごみの減量化の話もございましたけれど、減量化の一つのやり方として、中に入っているもので、今、燃やしているものの中から、これは燃やさないようにしようというのはあり得るんだと思います。それを考えるために、当然必要になるのが、組成分析、ごみってどうなっているのだろうと、ごみの中には何があるんだろうという分析が必要なんです。それについては行っておられるかどうか、そして行っておられるのであれば、その結果についてご案内ください。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

飯塚市クリーンセンターでの状況で言いますと、年間4回の定期的なごみ質検査を行っております。ごみの成分につきましては、食品包装の紙類や、再生可能な布類の計が約50%、ビニール包装容器やゴム、皮類が約30%、生ごみ等の厨芥類が約10%、そのほか、刈草等というふうになっております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

では、リサイクル率の向上等を考えると、その中で、何らかの分別を検討すべきではないかと思いますが、その点についてはどのような検討状況になっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

先日のごみ削減の取り組みにおいても答弁いたしましたが、ごみ削減につきましては、環境基本計画の中でも重点プロジェクトに掲げているものであり、ごみ削減が効果としてあらわれるように、ごみとして出されるものの中にリサイクルなりが可能なものが含まれないようにしていくなどの検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

検討しているのかということについては――。市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

十分ではありませんが、検討している段階でございます。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

では1点お聞きいたします。福岡県の中でも大木町。こちらは、生ごみの分別収集をやっているということで、有名であります。こちらがやりだしたのが、もう、私どもが合併する以前からやって、現実に生ごみを集めて堆肥化させて、液肥をまた、農家さんのほうに使い勝手のいい肥料としてお渡しをするということをやっておられます。このような事例を検討すべきではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

大木町では家庭から出る生ごみのみを集め、し尿処理施設でのし尿と浄化槽汚泥等を混ぜ合わせ、メタン発酵させて、肥料とエネルギーを生産する仕組みというふうに聞いております。この点につきましては、一つ的手段だろうというふうに考えております。他市町村のごみ減量化、リサイクルの取り組みにつきましては、もっと研究をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

わけられるのは、それ以外にもやっぱりまだまだあります。先ほどお話があった中では、最後に刈草等というお話がございました。うちも庭で草取ってとか切ってやったりするわけですが、では、それをほんとに燃やすのか、それとも堆肥としてするのか等々で、やはりだいぶ違う。今はバイオコークスという提案をされていた議員もおられましたし、木質バイオマス発電は、非常に多くなってきました。そういったことを含めて、ぜひ検討をして、検討しただけではなくって、現実に動いていかないことにはリサイクル率は向上しないわけですから。それが、うまくやれると費用の低減に市民負担の軽減につながるわけですから、それを早くやっていただきたいと思います。

ちょっと話は変わりますけれども、このごみの処理、日常生活なんですね。週2日というお話がございました。私が住む鯉田地区では、今日が収集日でありまして、今朝、私もごみを集めて、ゴミ袋に入れて出してきました。いつも思うんですけど、結ぶときにこれ言われたよね。結ぶでしょう。あの結ぶところが短いんだよという苦情を何度か聞いて、言われたことがあるんです。これ以前もお話させていただきました。私がやるとき、毎回毎回これを思い出すわけです。言われたよねと思いながら。たぶん同じように言われた方、期せずして全員女性なんですけれども、その方々も週に2回の作業の中で、くそっと思いながら一生懸命伸ばしながらやったりするわけでしょう。検討しますというお話だったんです。その検討状況はどうなるんしょうか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

飯塚市で現在採用しておりますロール式のごみ袋につきましては、多くの自治体が採用しており、容量の規格変更は可能ですが、形状の変更につきましては、独自の型版作成が必要とな

るため大規模な製造機器の改修が必要であるというふうに聞いております。その費用がごみ袋の作成費用に転嫁されることになるため、形状変更の取り組みについては行っていないのが現状でございます。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

一応、検討したんだけど、版を変えるのには多額の費用がかかるので、やめたということだと思うんですけども、合併のときに、このロール式を採用するかどうか、たしかもめたと記憶しています。そのときの経緯としては、高いんだけど、作業のことを考えて、こちらのほうを採用したという話だったかと記憶しておりますが、現状、私の記憶が正しいのかどうか、またあわせて、費用はそのとき、単価どのくらい違ったのかご案内いただけますか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

ロール式にしました理由につきましては、ご案内のとおりでございます。ロール式の分につきましては、1袋当たり税込み約14円というふうになっております。合併前の旧飯塚市で使用してました平織り式につきましては、平均1袋当たり8円程度でございました。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ちょっと再確認なんですけど、ロール式は14円だったと。積み重ねていた旧飯塚の分は8円だったと、1枚当たりが。あと、その作業のことなんですけれども、このロール式っていうのは上のほうに、横に手を持つところ、こうやって袋があったら、ここに切れ目があるわけですね。そして、この切れ目の部分が下にピュッとなってるわけでしょう。そうやってこれがずっとうながっていて、引っ張ったらここでぐるっと切れて、持ち手と結ぶところが残って片っ方では下に2本あって、処理というか作業員がここを持つからロール式にしようというふうな話だったかと記憶しておりますが、これ間違いないですか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

そのとおりでございます。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

あのときは高いんだけど、やはり作業員のことを考えると、そうかなと思って、ある意味しょうがないかなと思ってたんです。ですけどですね、よくよく考えると、本当かなと思うんです。本当にそこなんだろうと思うわけです。だってごみ袋で持って行って、置くときっていっぱい詰めますよね。結びました、持っていくます、逆さまにして置かないですよ。そのまま置きますよね。結び目、上ですよ。持ち手、上ですよ。作業員の方、上から取るわけでしょう。下から取らないですよ。ほかの自治体が全部ロール式であろうかという、そうじゃないんです。と考えると14円と8円、でかいわけですよ。予算でいうと、今年度の消耗品費、作成費用が1億956万5千円、1億円なんです。平成28年度が1億1千万円、1億1003万3千円が予算です。これがもし平織りだったらどうなんだろうと。そうするとぐっと下がるわけですよ。もともと、飯塚市のごみ袋が高いと言われてるんです。合併して旧飯塚がもともと高かったんです。他の4町にしてみれば、高くなったんですね。高くなった上に結び目

が結ぶところが、短いと思ってるわけですよ。そしたらやっぱりイライラが募るわけですよ。誰かに文句を言いたいとなるわけですよ。この中にもご自分がごみ出しされる方も多くおられるかもしれませんが、どちらかというと女性が多く、ごみ出しのほうをされてるのではないかと思います。そういったことを考えると、今、版を変えるのが大変だから、非常に多くのコストがかかるのでというお話がございました。合併して10年たちました。もうそろそろロール式をやめていいんじゃないですかね。平織りにして、そして容量のこと考えて、容量がしっかり、結んでも十分な長さがあるようなものに変えて、少しは市民の皆様に喜んでいただけるようなことをしていただいてもいいかと思っています。ぜひ改めてご検討いただきたいと思いますのですが、よろしいですか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

申しわけありません。様々な点からいろいろ、研究、検討をしていきたいと思っています。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ぜひよろしくをお願いします。市長、副市長も、うんうんとうなずいておられますので、ぜひ、これで女性が喜んだら飯塚も笑顔がふえますので、ぜひお願いしたいと思っています。

ちょっと話、かたいほうに戻りまして、一部事務組合の統合の検討状況についてお聞きいたします。現状どのようになっていますか。

○副議長（佐藤清和）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

施設等広域化に関する任意協議会はこれまでに構成団体の長で組織します協議会が1回、担当課長、事務局長等による幹事会が4回開催されております。その検討内容は、一部事務組合統合までのスケジュールや統合方法、組合規約事項、直営施設の移管などとなっております。それぞれの項目は、現在調整されており、今後、協議会において調整がなされましたら、経過報告等を行ってまいります。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほども言いましたが、任意協議会だけの話ではありません。それぞれの特別地方自治体もそうですし、私ども飯塚市もそれぞれの桂川町も嘉麻市も絡むことでございます。それぞれがきちんと協議できるようにさらなる情報共有、情報提供を求めています。

ちょっと駆け足でいきます。ちょっと話変わりますけれども、下水道について終末処理場がでございます。終末処理場の建設年度、そして建設費用、経過年数等は、どうなっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

企業局長。

○企業局長（中村武敏）

終末処理場は、昭和49年の4月に完成し、供用開始をしております。1日の処理能力が3万トンでございます。建設に要した費用でございますが、約57億1700万円となっております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

こちら結構な年数がたっているわけですが、あと何年程度、大きな費用をかけずに現状でいけるのか、どうなっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

企業局長。

○企業局長（中村武敏）

終末処理場におけます施設設備に関しましては、土木建築施設及び機械電気設備があり、その中でも標準耐用年数が比較的短い機械電気設備につきましては、長寿命化計画これに基づき、修繕更新等を行っております。終末処理場に関しましては、平成31年度中に策定いたします下水道ストックマネジメント計画の中で今後の方向性を検討し、国、県との協議を経て33年度以降に改築等の事業を予定しております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

つまり33年度までは現状でいけそうなんだけれど、33年度以降はわからないということでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

企業局長。

○企業局長（中村武敏）

33年度以降いつになるかというのは31年度に策定しますストックマネジメント計画の中でわかってくことだろうと判断しております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

時期がわかりました。では費用の面ですね。延命、もしくは更新した場合どの程度の費用を飯塚市は確保というか、用意しておかなくてはならないのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

企業局長。

○企業局長（中村武敏）

お尋ねの延命または更新でございますが、これにつきましても、下水道ストックマネジメント計画の中で算定していくことになろうかと考えております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

概算ないし類似事例等はございませんか。

○副議長（佐藤清和）

企業局長。

○企業局長（中村武敏）

概算は、ちょっと今のところ不可能でございます。ただし、類似施設ということで、インターネットで検索いたしました結果、大阪市の海老江下水処理場がヒットいたしましたので、ご紹介いたしますが、この処理場は今年度から着工されておまして、処理能力は1日7万7千トン、事業費は約282億3千万円となっております。ちなみに、本市の能力は3万トンでございます。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

非常に多額の費用がかかるのだなあというのが理解ができます。やはり、巨大な装置産業ですよ。では、この整備方法、こういったものがございしますか。

○副議長（佐藤清和）

企業局長。

○企業局長（中村武敏）

更新という形でつくる場合でございますが、これにつきましては、従来どおりの設計、工事維持管理を別々に発注する方式と民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設等の設計、改修、更新、また維持管理、運営を行うPFIの事業があるかと考えております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしく願いいたします。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

PFIであればある意味、大きなお金を最初から出さなくてもいい部分がございます。それにしてみても、どちらにしてもかなりな多額の費用が必要で、この部分に関しては、下水道、当然ながら受益者負担が原則ですので、利用料金にはね返るという理解でよろしいですね。

○副議長（佐藤清和）

企業局長。

○企業局長（中村武敏）

整備を行うということであれば、影響は何らか出るだろうと考えております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほど、可燃ごみのお話の中で施設組合、一部事務組合というやり方があったというのがありました。片っ方、下水道では、県が中心となっていく流域下水道がございしますが、市は今、単独でやっていますけれど、その方式の違いがありますが、これ流域下水道だったら、終末処理場とかは基本、県が作成するというふうな形だったかと思うんですが、流域下水道自体の理解はそれでいいのか、またあわせて、流域下水道へ乗りかえるといったことは可能なのかどうか、その点はいかがですか。

○副議長（佐藤清和）

企業局長。

○企業局長（中村武敏）

流域下水道につきましては、県も当然お金は出しますが、加入する市町村も必要というふう聞いております。今編入ということでございましたが、編入につきましては、県の下水道課のほうに確認いたしますと、可能ということで認識をしております。ただし、このことにつきましても、延命にするのか、更新も含めるのか、更新も含めた中で今後、下水道ストックマネジメント計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ごみ行政そして下水道についてお聞かせいただきました。この2点とも非常に大きな費用がかかるところであります。この費用に関しては、現在作成しておられる財政見通し、昨年度作成していただきましたよね。この中では組み込んでおられるのかどうか、その点はいかがですか。

○副議長（佐藤清和）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

ごみ、それから下水道について、平成２７年の１１月に議会に報告、説明をさせていただいておりますけれども、その時点でわかる範囲は見込んでおりますけれども、今いろいろさまざま所管部署がご質問に答えておりますけれども、まだその時期、それから内容、費用、財源等がまだある程度方針が出た中で、できるだけ盛り込んでいきたいというふうには思っております。

○副議長（佐藤清和）

１４番 江口 徹議員。

○１４番（江口 徹）

現状においては、盛り込んではない。だけど、材料がそろえば盛り込んでいきたいということですね。では今年度、財政見通しを出されるというお話でした。その点については、いつ出されるのか。そして、そのときには、ざっと考えて、今のお話の部分は間に合うと思っていのかどうか、どちらでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

今、実施計画のヒアリング等は、今の時期行っていますが、これによって向こう１０年なりの見通しを立てていくわけですが、今お答えしている中では、まだまだ内容とか、方針が決まってない部分も多々ありますので、それは盛り込んでいける内容であれば盛り込むし、盛り込めない分は、当然その次のステップになろうかと思えます。それから財政見通しの作成については、本年中に作成していきたいというふうには思っております。

○副議長（佐藤清和）

１４番 江口 徹議員。

○１４番（江口 徹）

確かに今、下水道についても、３１年までにストック計画をつくってでしたっけ。ちょっと間に合わないかもしれませんが、ただ財政見通しをつくる中で細かい数値を入れるのも一つですけれども、あり得るものをきちんとはつきりさせるということも大切だと思っています。金額として入らないまでも、項目として、これこれこういうことがあり得るよねというところも含めて、ぜひ財政見通しをつくっていただきたいとお願いをしておきます。

この下水道、そしてごみ行政ともに市民生活に大きな影響を与えるものでございます。料金としてはね返ることが十分予想されることでございます。やり方によっては市民の負担するコストの低減が実現できるものでもあります。ぜひその努力を担当課にはやっていただきたい、そのことをお願いしまして、一般質問を終わります。

○副議長（佐藤清和）

本日は、議事の都合により一般質問を、これにて打ち切り、明９月１５日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

散会 午後 ２時２１分

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1 番 藤 浦 誠 一

2 番 佐 藤 清 和

3 番 瀬 戸 光

4 番 兼 本 芳 雄

5 番 光 根 正 宣

6 番 奥 山 亮 一

7 番 川 上 直 喜

8 番 宮 嶋 つや子

9 番 明 石 哲 也

10 番 秀 村 長 利

11 番 永 末 雄 大

12 番 田 中 裕 二

13 番 守 光 博 正

14 番 江 口 徹

15 番 梶 原 健 一

16 番 吉 田 健 一

17 番 福 永 隆 一

18 番 城 丸 秀 高

19 番 松 延 隆 俊

20 番 上 野 伸 五

21 番 田 中 博 文

22 番 鯉 川 信 二

23 番 古 本 俊 克

24 番 森 山 元 昭

25 番 勝 田 靖

26 番 道 祖 満

27 番 坂 平 末 雄

28 番 平 山 悟

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田 代 文 男

次 長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 宮 嶋 友 之

書 記 伊 藤 拓 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

都市建設部次長 今 井 一

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

都市施設整備推進室長 高 木 宏 之

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 古 川 恵 二

都市建設部長 鬼 丸 力 雄

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 中 村 武 敏

公営競技事業所長 山 本 康 平

待機児童対策担当次長 山 本 雅 之